

第 10 日目（12 月 12 日）

○議 長（小澤 実君） 延会前に引き続き、本会議を再開いたします。

○議 長 ただいまの出席議員数は 22 名であります。これから本日の会議を開きます。

なお、牧野晶君から家事都合のため中抜け、1 回出られてまた議場に戻られるということです。それから、病院事業管理者から公務のため欠席の届けが出ておりますので報告いたします。

また、新潟日報社より写真撮影の許可願いが出ておりますので、これを許可いたします。

〔午前 9 時 30 分〕

○議 長 本日の日程は一般質問とし、一般質問を続行いたします。

中沢道夫君より資料配付の願いが出ております。これを許可し、配付のとおりといたします。

○議 長 質問順位 12 番、議席番号 5 番・中沢道夫君。

○中沢道夫君 改めておはようございます。3 日目のトップバッターということで、大分待たされて逆に緊張がつのつていますが、冷静に質問をさせていただきたいと思ひます。通告に従って一般質問を行います。

1 国民健康保険税の引き下げについて

今回は大項目 2 点であります。最初の質問ですが、国民健康保険についてお伺いをいたします。国民健康保険は国民皆保険の最後のとりでとして、他の医療保険に加入できない人は全て国民健康保険に加入することになっています。しかし、その国民健康保険が最後のとりでとしての機能を果たせなくなりつつあるのではないかとの疑問から質問をいたします。

国民健康保険税が耐えがたい額になっているという点は、たびたび指摘をされてきていますが、我が南魚沼市では平成 20 年代は 1 人当たりの保険料が 9 万円前半から 10 万円近くまで上昇しましたが、今年度は 9 万円を下回る金額となっています。国保の都道府県化の中で上昇が懸念されましたが、多少下がる結果となりました。それでも高い保険料であることに変わりはなく、少し例を挙げて話をさせていただきたいと思ひまして、何を言えばよいかと迷いましたが、市のホームページに載っている例を参考にさせていただきました。

国保加入者 4 人の世帯で、2 人が所得があり、それぞれ 230 万円、150 万円の所得で、あとの 2 人は所得なしの年寄りと子供という設定になっています。それは皆さんのお手元に配付をさせていただきました試算表の左側の上の表ですが、これを見ていただくとわかると思ひますけれども、この点でちょっと訂正があります。支援金分のパーセントが、私が配付したのは「2.25」になっていますが、これは「2.55」%の間違いですので、訂正をしてください。右側も同じです。それぞれパーセントの数字は違っていますが、答えは間違っていないので、市のホームページの数字そのままですのでよろしくお願ひします。

その医療費分、支援分、介護分を合わせると合計で 48 万 2,800 円というふうになっています。これは市のホームページの数字そのままですので。これは 2 人の合計所得 380 万に対する割合でいきますと、12.7%という割合になります。この家族が仮に協会けんぽ、いわゆる

社会保険の加入者だったらという試算をしてみました。それがその左側の下の表になります。おのおの所得金額 230 万円、150 万円を年間の給与額に換算しますと、354 万円、240 万円、若干端数が出ますが、大まかこういう数字になります。それを 12 で割って、社会保険の表がありますので、幾らから幾らまでは幾らの保険料というのがありますのでそれを読みますと、40 歳以上介護保険適用になるのは 1 万 6,800 円、4 歳以下ですと 20 万で 9,630 円、この 12 か月が 1 年間の保険料になるわけですので、これを合計しますと 31 万 7,160 円という金額になります。これは所得に対する負担割合でいきますと、8.3%です。上の 48 万 2,800 円に比べるとずっと安くなっているわけです。割合でいきますと、国保はこの協会けんぽの 1.52 倍という負担になります。こういう金額ではなかなか払えない、負担が大変になるのは当然ではないかと思えます。

ついでということではないのですが、結構この 230 万円、150 万円という所得は多いほうではないかと思って、230 万円の働き手だけで、あとの 3 人が扶養の場合の試算もしてみました。それが表の右側です。南魚沼市では月 30 万近い給料の所得というのは、そんなにまれではないかと思えますので、それで試算をしてみました。国保の場合ですと、150 万円の所得者の所得割で 4 人家族ですので、所得が 233 万以下のために平等割と均等割が 2 割軽減の世帯になります。それで計算すると合計が表にありますように、34 万 8,300 円という金額になります。所得に占める割合が 15.1%、一方、協会けんぽの場合は扶養家族の人数は保険料に反映しませんので、1 人分の保険料 20 万 1,600 円がそのまま年間の保険料になります。所得に占める割合も 8.7%ということで、先ほどの 2 人の所得のときとほとんど変わらないわけです。

この場合、国保との差額ですが——差額といいますか、負担割合は協会けんぽの、国保の場合は 1.72 倍という数字になります。大変高い割合だと思います。そのほかにも大企業の従業員が加入する組合健保や公務員の皆さんが加入する共済組合は、協会けんぽよりもさらに所得に対する負担割合は低くなっています。このように他の健康保険制度に比べても著しく負担割合の高い国保税の金額を市長はどのように捉えているのか、まず伺いたいと思います。

こうした状況を打開し、国保制度を持続可能にしていくために、全国知事会では、1 兆円の公費負担を政府に要望しています。これが実現しますと、他の医療保険にはない均等割、平等割の問題が解決するといわれています。均等割は所得や年齢に関係なく、頭割りで課税されるわけで、まさに人頭税ともいべき性格のものです。

先ほどの表を見ていただきたいと思いますが、国保も所得割だけの計算、ちょっと合計を出してなくて申しわけないのですが、右左どちらの例も所得割だけの集計ですと、協会けんぽとほとんど変わらなくなります。また、全国で徴収されている均等割、平等割の保険料の合計は、およそ 1 兆円だそうです。これが実現すれば均等割、平等割を廃止して、協会けんぽ並みの保険料に引き下げることが可能になります。こうした点からも、南魚沼市としても、国庫負担の増額を強力に要請し、国保税の引き下げにつなげてほしいと考えますが、いかがでしょうか。

もう1点、均等割に関してですが、先ほども人頭税的だと触れましたが、生まれた途端に均等割が課税されます。当然ですが、協会けんぽでは届け出をするだけで保険証が送られてきて、負担増はありません。まだ全国的には少ないですが、子供の均等割の減免を行っている自治体が増えているほどです。全員半額減免とか、3人目以降全額免除など、内容はさまざまですが、南魚沼市としても子育て支援のためにも、こうした制度の導入をしていくべきだと思いますが、市長の見解を伺います。以上、壇上からの質問といたします。

○議 長 中沢道夫君の質問に対する市長の答弁を求めます。

市長。

○市 長 おはようございます。それでは、中沢議員のご質問に答えてまいりたいと思います。

1 国民健康保険税の引き下げについて

国保税の関係であります。今ほどのお示しいただいた資料、私だけではなくて、全国中の多くの皆さん、特に全国市長会や、それから全国知事会ですね、こういったところでもこういう議論があって、大変であるからこそ、国もさまざまなことに乗り出していると思うのです。ちょっと説明を申し上げますと、平成30年度から長年の懸案であった、この国保制度改革、これは大変なそういう問題があるからこそ行われているわけで、これが平成30年度から実施をされた。内容は総額で3,400億円の国費を投入してきたということで、都道府県に財政主体を移管する。この中で我々は県にということですが、これで財政運営の安定化を図るということに踏み出しているということでもあります。

私どもの、当市のその保険料も若干下がったということでもあります。この制度改革に伴いまして、今年度の南魚沼市の保険料は引き下げを行ったところではありますが、国保の被保険者には所得の低い方、そして高齢者の方、議員の言われている説明のとおりなのですが、この制度改革後もこの問題が解決したというわけではない。そういう認識であります。他の保険制度には先ほども話が出ていますが、事業主のこの負担金、そして被扶養者制度などがあって、国保制度とは違いがあるということから、一概に比較するということはできませんが、現行税率を維持できるように、今の我々としては維持できるように努めてまいりたいと。まず1点目の質問はそういう答えにさせていただきます。

2つ目の、この全国知事会で1兆円の公費負担の増、これを政府に要望しているが、ということでもあります。ちょっと私と若干認識が違う、そういうことはあったのですが、具体的にいうと、知事会の中の社会保障常任委員会があって、その委員長の福田さん、栃木県知事ですが、この方からその委員会内で、例えば財政支援の一つの試算として、これは例示されたものなので、知事会の総意としてなっているかどうかというのは、ちょっと私も勉強不足のところがあって、議員はその辺を確認しているかどうかちょっとわかりません。ただ、そこを議論したいというわけではなくて、要するにその中の発言なのか、知事会として本当に要請をしているのかというのはちょっと違いがあるので、ここはもうちょっと勉強してみたいと思っています。

この中で、その辺は今の議論の問題ではなくて、国にそういうことを求めているということは事実だと思いますので、国のこの定率負担の引き上げなど、さまざまな財政支援の方策を講じて、今後の医療費の増大に耐え得る財政基盤の安定化を図れと。それを社会保障にふさわしい責任を国に求めるというような形でなつたと考えています。

今回の制度改革で国が示しているこの公費拡充分 3,400 億円になりましたが、国保の財政基盤の強化に一定の役割を果たしたと私は評価もしているところです。ただ、まだ足りませんよということでもありますね。この平成 30 年度、我々の南魚沼市の予算においては、平成 29 年度まで 4 年間投入した法定外繰入というのが、やっぱり解消された状態なので、前段 1 番の質問にもありましたように、税率も引き下げられたということから、これを維持していただくようにという話であります。

その中の根本は 3,400 億円の今回踏み出したこの拡充分を、少なくとも維持し、そこから拡充していく、さらにきちんとした、国としての責任を果たしていってほしいということの中で制度改革をより進めてほしいということだと思っています。3 つ目のご質問で、子供の均等割の件。確かに均等割は加入者数ですね、1 軒の中にかける税額ですから、これは子供が多い世帯が金額が多くなるというそういうことですね、なのであります。ただ、現在、県内だけを見た場合でも、市町村のこの国保のその税率のところの部分とかを、これを実施しているところはまずないのです。当市もそうですけれども、ありません。子育て世代の負担軽減を図るため、子供に関する支援制度の創設について、全国市長会を通じて、このことにつきましては私どもも含めてです、平成 27 年から継続して国に要望しているところです。

これらがどうなっていくかということ、さらにここでやめるということは絶対に市長会としてはありませんから、我々も含めてさらにその拡充といいますか、子育ての部分にどうしても光を当てていただきたいということは、お願いしていこうと思っています。

いずれにしても、子育て世代の負担の軽減は、いろいろあるのですね、今回のクーラーのこともそうですし、あれも国が全部出してくれるわけではありません。でも、ありませんよね、保育料もそうです。これらは本来は基本的に国が取り組むべき政策と考えて私はおります。なので市独自で今実施するということは、したくてもなかなかそういうことはできないという実情があるということ、ぜひともご理解をいただきたいと思っております。

方向としては同じ考えだと私は思っていて、これを地方自治体の一つがやるべきなのか、それはなかなかできませんよということなので、こういうことは国がきちんと責任をもってやっていただくということを我々は話をしていくという姿勢ではないかというふうに思っています。以上です。

○議 長 5 番・中沢道夫君。

○中沢道夫君 1 国民健康保険税の引き下げについて

ありがとうございます。ちょっと繰り返しになる部分もあるかと思いますが、先ほど話をしたように、ほんの一部でしたけれども、我が市の国保税は所得の少ない世帯、多い世帯、

どこを計算しても1割は完全に超えますね。そういう点では本当に重い負担となっていますし、払えないという世帯が生まれるのも当然ではないかと思っています。先ほども市長から若干話がありましたが、国保そのものは発足当時は自営業者とか、そういう方が多くて、それなりの所得のある方が加入しておられたということですが、今は一番多いのが無職、収入がないというのが一番多いと。次がパートや派遣などの被用者といわれる、非正規の方、そういう方が多いというような構造になっていて、1人当たりの保険料の収入というのがどんどん——保険料じゃなくて、所得が下がるのに1人当たりの保険料が増えていくという、本当に大変になってきているという状況を市長も当然わかっておられることだと思います。そういう中で、ふだんからもそういう所得に比べて、非常に高い負担率になっていますので、病気やけがとかで1回でも払えないような状態が生まれると、そのまま滞納者となって、なかなか過去の滞納分を払うということが難しくなるというのが実態ではないかというふうに思っています。

そうした点は国保の決算状況なんかからも見てとれると思います。平成29年度9月に出ました決算では、滞納繰越分の収納率は3割を切っているわけです。そういう点でもなかなか過去の分を払うというのは大変なんじゃないかと思っています。その点ちょっと伺いたいのですが、今、国保の未納世帯がどれくらいあって、11月1日現在の短期証資格証の交付が208人というふうになっていますが、この方たちの経済状況をどのように把握しているのか。支払い能力があるのに払わないのか、払いたくても払えない、そういう状況なのか。そうした分析をしているかも含めて、ちょっとわかっただらお願いしたいと思います。

○議長 市長。

○市長 1 国民健康保険税の引き下げについて

具体的な分析は担当のほうから私の発言の後に、答弁の後にしてもらうことにします。総じて議員が話されているような認識で私もいます。ただ1つはうちのこの国民皆保険制度とか、特にこの国保は大変ですよ。時代的な変遷というかがあると思います。当初、発足当時の話はそうだったと思いますが、今は人口のバランスの問題も含めてさまざまあたりすると思いますね。ただ、我々は大変だという話はいつもするのですけれど、では諸外国と比べた場合、日本のこの保険制度というのはどれほどすばらしいものであるかということも含めて、医療にみんながかかれるわけです。そういうこともやっぱり評価もしながら、国のことも含めて、何かその悪いところばかり見ないということも必要なだと私はいつも思っています。外国に行ったら医療にかかれない人はいっぱいいるのですね。例えば、もしくは違う税制で、非常に社会保障制度が充実をしているけれども、負担もすごいしているという国があるのです。その辺がよく議論になる、そちらとなることが多いのですけれども、私としては今、議員が考えている内容と認識は一緒だと思っています。細かいことにつきましては、担当のほうから話をしてもらいます。

○議長 市長 市民生活部長。

○市民生活部長 1 国民健康保険税の引き下げについて

未納世帯全体数につきましては、今、調べておりますので、後ほどお答えをしたいと思います。

短期証、資格証で 208 人という数字を提示いただきましたけれども、この短期証、資格証を発行するに当たりまして、年に一度審査を行っております。どういう世帯で、どういう変化があったのか、どういう収入状況にあるのかということをつぶさに税務課、それから資格を担当しております市民課のほうで一緒に審査をして、この人を短期にすべきか、資格証にすべきか、ということ決めております。私もそこには出席をしております。

その中で、議員が質問の世帯の状況であります。一概にはいえないわけではありますが、やはり払いたくても払えないという所得状況の方が圧倒的に多いだろうと思います。所得に比べて、今は所得がほとんど見込めないといいますか、所得が減ってしまったと。その過去のものというのは過去には所得があった時代があったわけですね。そのときに払えない、何らかの事情で払えなかったものが、今になると所得もない、これから先、就職もなかなかできないという状況が続いている、こういう方が非常に多い。

ただ、払う意思がある方は結構いらっしゃる。これは払いたいということで、我々も納税計画、分納誓約等とりまして、少しずつでも払っていただく。そのかわり、かわりということではないのですが、客観的にそれは不可能でしょうということは、我々も財産調査等を行った上で、過去のものには執行停止をかけましょうということも、あわせて行っております。

決して無理な徴収はしていないということは考えておりますけれども、そういう形で我々も負担は非常に重たいと、国保はほかの保険に比べて非常に負担感といいますか、それは非常に重たいものがあるということは重々承知をしております。その上で可能な限り、生活をまず第一に考えて、取れるものは取る、きちんと取っていく、その上で不可能なものはきちんとそれは整理をしていく、この 2 点で徴収を行っております。以上であります。

○議 長 5 番・中沢道夫君。

○中沢道夫君 1 国民健康保険税の引き下げについて

毎年精査をして交付をしているという話ですので、ぜひ、そういう姿勢を貫いてほしいと思いますし、決して国保を払うために、ほかの生活を切り詰めなければならないというようなことがないようにしていただきたいというふうには思っています。もう 1 点、この国保税の問題ですが、先ほど市長の答弁の中で、今年は法定外繰入がなくなりました。保険料が下がったということもありますので。ただ、この都道府県化によって、国は法定外繰入を減らせと、できればなくせと、だけれども絶対に認めないというふうにいっているわけではないと、私は認識しているのですが、先ほども市長は、今の保険税、維持していきたいと、率を、という話をされましたが、今基幹病院ができたり、いろいろなことで、医療費がどんどん増えていきますよね。そういう点では今後、医療費が増えて、保険料を上げなければならないということも出てくる可能性が十分あると思うのですが、そうした場合、今の率を維持していくために法定外繰入を今後もやるのかどうか、その辺の考えをちよっ

とお聞かせいただけますか。

○議 長 市長。

○市 長 1 国民健康保険税の引き下げについて

そうなるのはならんがために国のほうにもいろいろな要望もし、そして国のほうも今の制度の大変なところを、当然これは問題化して、今のやり方を進めてきているわけです。そういう切りかえと言って、ことはまだ1年目です。なので、ここで何かを言うべきことではないと思っているのですけれども、それはそのときになったときによく考えなければいけないことだと思います。ここではちょっとやるかやらないかという、そういう議論ではないというふうに思っています。法定外の繰り入れなのです。そこをよくわかっていただきたい。

○議 長 5番・中沢道夫君。

○中沢道夫君 1 国民健康保険税の引き下げについて

わかりました。同じ国民、市民でありながら、加入している保険制度によって、負担が極端に違うという状況もあるわけなのでその辺は本当に——これは市の責任だけで解消はできないわけですが、やっぱり先ほど市長も言われたように、国にも要望していくということでしたので、ちょっと1兆円の認識は違うのかなという気はしますが、国が責任をもって、払える保険料そういうふうにしていくために、大いに国には要望を強くしていただきたいと思いますと思うのです。その辺は再度になるかもしれませんが、いいですね。

○議 長 市長。

○市 長 1 国民健康保険税の引き下げについて

この件は南魚沼市として、国のどこかに行って要望するという事は、ちょっとそういうことはできません。そうしてもだめだと思いますので、これは私の今のこの市長という立場では、まずは県の市長会に全て上がってきますね、それがこう上に上がっていくのです。県として、また北信越市長会、そして全国市長会とあがっていくというルールというか、そういうプロセスがあります。ここでは必ずやっているし、これは全員がみんな認識は一緒ですから、そういうことでは非常に力のある団体から、きちんと国に伝えていくということになると思います。一生懸命これはやっていますので、よろしく願います。

○議 長 5番・中沢道夫君。

○中沢道夫君 1 国民健康保険税の引き下げについて

ぜひ、今でも耐えがたいこの保険料、増えることが最低でもないように努力をしていただきたいと思いますし、できれば、私は先ほどから口をすっぱくしていっています協会けんぽ並みの保険料、これがやっぱり加入者が負担できる、ある意味限度ではないかというふうにも思っていますので、ぜひ、そういう立場でよろしく願いたいと思います。

3つ目の子供の均等割の問題ですが、できないという市長の答弁なのですけれども、これもやっぱり入っている、加入している国保制度によって、片や生まれても全く負担はないと。方や生まれた途端におまえさん均等割だと、全く収入のない子供から取ると、これも私が話したように、1兆円の公費負担があればもちろん、多分なくするとかということもできる

と思うのです。そうなる以前にも国保の加入世帯の子供さんというのは、そんなには多くはないですね。ちょっと人数まではよくわかりませんが。就学前の人数は資料に出ていますけれども、全体の数はわかりませんが、そういうこともぜひ、今後考えていっていただきたいと思うのですが、その辺は市長どうでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 1 国民健康保険税の引き下げについて

お話を今されたやつは、受けとめていきたいと思います。子育てのことがいろいろいわれている昨今でありますので、できることがあるのかなとか、そういうことも含めて考えてみるということをやめるということではありませんので、これは担当のみんなとも話をしてみます。しかし、最初の答弁と同じように、やっぱりなかなかそれをやるというところは、ほかも踏み出せない、もっと大きな財政力指数のあるところもやっていませんですね。なので、そういうことはなかなか難しいということもご理解をいただく中で、これは本当は国がそういうところまで踏み込んでやるべきだというふうに私は思っています。考えてみたりすることは当然、計算してみたりとか、そういうことはやってみたいなというふうに思います。

○議 長 5番・中沢道夫君。

○中沢道夫君 1 国民健康保険税の引き下げについて

わかりました。ぜひ、市長会も通じて国がそういう動きになるような働きかけも行っていただきたいと思います。

2 住宅リフォーム事業に替わる新たな制度について

1点目の私の国保に関する質問は以上にしまして、次の質問、大項目の2点目ですが、住宅リフォーム制度にかわる制度をどのように考えているのかを伺います。当市の住宅リフォーム制度は大変すばらしい制度として定着をしています。市長は今年度で廃止と、来年から新たな制度でスタートすると明言をしています。また、詳細が決定次第、公表するとも言ってきたと記憶をしています。私もこの制度については、何度か一般質問でも取り上げまして、利用者はもちろん、建築関連業者の皆さんから大変喜ばれている制度で、継続を望む声がたくさんあることも紹介をしてきました。

現在、市内の建築関連業者をめぐる状況は決して景気が良いなどといえる状態ではありません。そんな中、来年度からの廃止だけは決まっていて、今の制度にかわる具体的な内容が明確にならないことに、業者の皆さんは大変不安を抱えています。

私はこれまでも紹介したように、隣の魚沼市や湯沢町のように、店舗などの事業用のリフォームにも対象を拡大して継続することが最善ではないかということ、ここでも訴えてきたわけですが、市長は新たな制度にということでは言っているわけですが、今現在、どこまで検討が進んで、現時点で具体的にできる内容があるようでしたら、ぜひ、お聞かせをいただきたいと思います。

○議 長 市長。

○市 長 2 住宅リフォーム事業に替わる新たな制度について

それでは中沢議員の2つ目の住宅リフォームの新たな制度ということでもあります。今まさに予算の組み立ての真っ最中。承認もされているわけではありませんので、必ずできるかどうかというのはこれからになりますが、ただ、気持ちとしては、今回、従来のやつはここで切ります。いろいろな理由はもう既に申し上げたとおり。しかし、この平成22年度から今年度まで続けてきた、9年間続けてきたこの住宅リフォームの事業を実施してきた結果、今年度の申請まで含めると、延べでは6,690件、使っていただくことができまして、総工事費では約ですけども、9年間で67億6,000万円なのです。

経済波及効果という、我々が用意したものと本当の総額ですね、これをやった場合、12.8%となっています。大変な数字だと思っていますし、市内の、最初そもそもが経済上の問題で始まった制度で、途中、私が就任した年か、2年前からですね、要するに交付金がなくなりました。だから、全部市の持ち出しの、市の単独事業としてでも継続してきたということです。

ただ、使っていただく方のその割合が、かなりある程度になってき、そしてやっぱりこれは数字が減ってくるわけですよ。そういうこともあって、または2巡目の使いたいという要望も、当然あったりする中で、どうすべきかということでありました。新たなリフォーム助成制度を考えたいということ、この間ずっと議場でも含めて、私もお話しをしてきました。

これをもし、スタートさせるというためには、限られた財源、繰り返しになりますけれども、そういう他からの、国県といますか、国のそういう支援、それから交付金等が望めない中で、市の単独事業としてやっていく。これらを考慮しながら当市の経済状況、今のお話になっている市況というか、それぞれの事業者の皆さんの今の現状をやっぱりよく踏まえて、効果的な波及効果が発生するような施策を展開したいという思いで、今、来年度に向けての予算の組み立てをやっているところであります。

現時点ではリフォーム事業の例えば工種、細かい何ていうんですか、工種——工業の工、工種は限定せずに、できれば私としては子育て世帯等に配慮した、そういう今、市が目指している方向性の部分も取り込んだ、そういう制度設計にしたいというふうに考えておりまして、今、庁内で調整を図っているという段階であります。

詳細については、やはりやるという方向になれば、市民の皆さんや、また市内のそれぞれの業者さん等を含めて、やっぱり歓迎されるというような意味がなくてはならないと思いますし、そういう制度になるように今、調整をしておりますので、しばらくお待ちをいただきたいというふうに思っているところです。

もし、これが決まった場合には多分、それをやりたいと思う市民の皆さんや、携わる業者の皆さんも早いうちにそういうことが決まって示してもらいたい、なぜかという、やっぱり当市は雪が消えた後、すぐにいろいろな工事とか、そういういろいろな改築事業とか、そういうことが始まるということでもありますので、ただそれは行政としての組み立て上、なかなか今から示せるものでは当然ありませんので、皆さんからもお認めいただかなくてはなりません。

なので、もしそれが決まってくるということになると、速やかに市報とか、さまざまな形で新制度の説明会等も開催したりとかということが必要になってくるというふうにも考えて、それに向かってのまた準備も同時にやっていきたいという思いであります。いずれにしても、これは市内にとって大変大事なといいますか、私は目玉になるべき、また制度になるのではないかという思いがしております、実現に向けて、今考えているところであります。

○議 長 5番・中沢道夫君。

○中沢道夫君 2 住宅リフォーム事業に替わる新たな制度について

わかりました。具体的な話はまだできない状況だということで、ただ、継続は市長の思いとしてはやりたいと。継続していくつもりだという、そこまでしか確認ができないのかと思いますが、それでよろしいですね。

○議 長 市長。

○市長 2 住宅リフォーム事業に替わる新たな制度について

継続というか、別に言葉のやりとりで変なことになっちゃいけませんけれども、要するに今までのやつは1回ここでやめさせてもらいたい。新たな視点からの制度を新設したいということであります。

○議 長 5番・中沢道夫君。

○中沢道夫君 2 住宅リフォーム事業に替わる新たな制度について

本当に市内の業者の皆さんが期待をしていますので、本当に経済効果のある大勢の皆さんが参加できる制度として、新たに発足させていただきたいと思います。以上で質問を終わります。

○議 長 ここで先ほど中沢議員の質問に対する、市民生活部長より答弁がありますのでお願いいたします。

○市民生活部長 1 国民健康保険税の引き下げについて

先ほど答弁を保留させていただきました国保の世帯におきます滞納の世帯数、828世帯。これは本年8月1日の保険証の一斉更新の際に集計をした数字でございます。全体の約10.6%、1割強ということになります。以上でございます。

○議 長 以上で中沢道夫君の一般質問を終わります。

○議 長 質問順位13番、議席番号9番・桑原圭美君。

○桑原圭美君 おはようございます。桑原圭美です。通告に従いまして一般質問を開始したいと思います。

1 学習指導要領変更後の南魚沼市の教育の方向性は

学習指導要領変更後の南魚沼市の教育の方向性は、ということで質問したいと思います。2020年度に大学入試制度改革と学習指導要領の改訂が同時に行われることが決定しています。この動きは子供たちだけではなく、学校、家庭、学習塾、自治体等に非常に大きな影響をもたらすことは間違いありません。大学入試センター試験が廃止となり、大学入試共通テスト、いわゆる新テストが導入されます。マークシート方式から記述式に変更になることによって、

出題に含まれる情報を処理し、総合的に問題を考える力が必要となります。これは「量」より「質」、「詰め込み学習」から「活用を求める学習」に変わらざるを得なくなります。また、小学校から必修となる英語、プログラミング教育、道徳の教科化等が主な変更点となりますが、カリキュラムが増えたとしても週休二日という状況が変わらない限り、時間に追われ、子供たちの学習の習得度にはますます懸念が生じます。

加えて、教員の多忙化が進むのは明白でありますし、それに伴い、多くの課題が発生すると考えられ、これにどのように対処していくのか。我が市の学習指導要領変更後の教育の方向性について聞きたいと思います。

(1) 学習指導要領変更をどのように捉えているか。(2) 週休二日のまま学習内容が増えるが、時間のなかで理解が遅れ気味な子供に対する復習などのケアをどうするのか。(3) 授業内容に工夫が必要となり、教員の能力や資質によって差が生じる。プログラミング教育や英語に対する教員の負担増に対する対策はどうするのか。(4) 少人数クラスの編成や教員の増加を検討すべきであると思うがどうか、を聞きたいと思います。以上、演壇での発言を終わります。

○議 長 桑原圭美君の質問に対する市長の答弁を求めます。

市長。

○市 長 1 学習指導要領変更後の南魚沼市の教育の方向性は

それでは、桑原圭美議員のご質問であります。1番につきましては教育にかかわることだというふうに判断しておりますので、教育長から答弁をしてもらうことにします。

○議 長 教育長。

○教 育 長 1 学習指導要領変更後の南魚沼市の教育の方向性は

それでは、桑原議員の一般質問、学習指導要領変更後の南魚沼市の教育の方向性についてお答えします。まず1点目であります。学習指導要領の変更をどのように捉えているのかという部分についてお答えしますが、学習指導要領の変更には大きなポイントがいくつかありますが、ここでは4つのポイントについてご説明させていただきます。

1つ目は、「何を知っているか」から「何を、どのように学んで、何ができるようになるか」を明確にし、学びのプロセスや成果を重視していくということが大きな変更であります。

2点目であります。よく言われております「主体的・対話的で深い学び」これを充実させることでもあります。それを実現させるために、学校全体で教育内容や時間の適切な配分、必要な人やものの確保など、教育活動の質を改善していく必要があります、カリキュラムマネジメントの確立が必要であるというふうに考えております。

3つ目は、小学校の外国語教育の充実であります。今まで高学年で行ってまいりました、外国語活動が中学年で実施され、高学年では「外国語科」「英語科」が導入されてまいります。

4つ目であります。授業時数の増加であります。小学校6年間の総授業時数は5,645時間から5,785時間、140時間も増加します。学校五日制以前の授業数に戻るということであります。この授業時数の増加分を夏休み等の長期休業の日数削減や行事の見直し・精選を行わ

なければなりません。この増は4年生以上が中学校と同じ時数、3年生がこれまでの高学年と同じ時数であります。国のほうでは簡単に——簡単にではありませんが、指導要領の変更を行っておりますが、今ほど説明したように、現場では先生が増えるわけでもなく、時間数がどんどん増えていくということでありまして、今後学校現場を教育委員会は県への加配の要望、それから独自の市の配置がどこまでできるのか、精一杯やってみりたいと思っております。

先日、新潟日報の社説ででておりました。やはり、国の本気度が問われているということがかかっています。やっぱり学校の規模による定数の増ということで、国・文科省が踏み切る時期であると我々は思っておりますし、いろいろの要望を今後もしてまいりたいというふうに思っております。

2点目であります。週休二日のまま学習内容が増加する、時間のゆとりのない中で、理解が遅れ気味な子供に対する学習指導をどう行うのかについてお答えします。先ほども説明しましたように、学校現場では危機感のある問題であります。

既に現状でもこういう生徒の対応はしておりますが、朝の時間、給食前の時間、昼休み、放課後等を使い、担任以外の教師も含めた学校全体で、遅れ気味な子供に対する学習指導を行い、また、夏休み等を使ったサマースクール等を設けて、学習支援を行っております。教師の多忙化が問題になる中、さらに学校現場は大変であるということに対応し、教育委員会も精一杯支援してまいりたいというふうに考えおります。

3点目であります。授業内容の工夫の必要性、教員の能力や質による差の対応について、まず、お答えします。ご指摘のとおり、教員個々の能力の差はあります。ただ、いずれの教員も真剣にこの多忙化、この国の変わり、変更に立ち向かっております。授業改善が必要と思われる教員がスムーズに新学習指導要領の求める授業に到達できるように、学習指導センターでは、昨年度から授業の名人といわれる講師を招いての模範授業を開設しております。その授業風景を教員から見てもらい、求める授業のイメージを抱けるように、今後も工夫してまいりたいというふうに思っております。

プログラミング教育や英語に対する教員の負担増の対応についてお答えします。プログラミング教育への対応は、専門の研修を受けた7名のICT支援員を、ローテーションを組んで各学校へ月2回派遣しております。今月から1月にかけても、ICT支援員による各校への研修会を開設する予定となっております。教員が実際にタブレットを使用しながら、プログラミング教材の使用方法について学びます。

教員がプログラミングの専門知識をまだまだ持っていない状況であっても、このICT支援員の力を借りながら授業が行えるように、段階を踏んで丁寧に計画してまいりたいと思っております。来年10月にタブレットの更新がありますから、このタブレットにプログラミング教材を対応できるようなバージョンアップをしながら対応してまいりたいというふうに思っております。

英語への負担増対応として、今年度からALTを1名増員しております。6名体制で対応

しております。これはいずれの私の答弁でもこの部分は南魚沼市の自慢であり、これほど丁寧にALTを配置しているのは当市の特徴であるというふうにお答えしてあります。引き続きALTと学校教育課の国際科担当が、「国際科活動例」を作成し、教員の教材準備を助けてまいりたいというふうに思っております。

最後に少人数のクラス編成や教員の増加を検討すべきであるについてであります。まさにそのとおりであります。小中学校の教員数は学校規模ごとに定数が決められており、それを上回る教員を確保するには、県から加配教員を配当してもらわなければなりません。この先ほども申した学校規模による定員の増に、いかにこれから自治体、県が国へ切り込んでいけるかが重要なことではありますが、なかなか国は動かないのが現状であります。引き続き頑張ってまいりたいと思っております。

少人数のクラス編成や教員の増加は、先ほども言いましたように加配の教員の配当がないと実現できず、文部科学省と県の教育予算の規模に左右されるというのが現状であります。その中で本年度、県との協議の中で、加配教員を配当してもらっております。小学校17名、中学校7名の加配教員が配当され、少人数クラスの編成やチームティーチングによる少人数指導を行っております。

私はこの加配でいただいた職員をプラスした数が、国が当然学校規模で配置する教員の数であると。それでもまだ足りない状況であるというふうに思っております。教育委員会としては、教育長としては県へ引き続き加配教員の配当を強く要望してまいる所存でございます。以上で答弁は終わります。

○議長 長 9番・桑原圭美君。

○桑原圭美君 1 学習指導要領変更後の南魚沼市の教育の方向性は

1回目の答弁で大体通告したものが、ほぼ答えていただいたかなという思いがあります。非常に詳しく答えていただきました。一つずつまた聞いていきたいと思っております。まず、学校教育とは何かというところになってしまうのかと思っております。一流大学を出てもなかなか社会に適應できない方もいらっしゃるし、学歴がなくても総理大臣になった方もいます。学歴、学業成績が必ずしも社会評価と比例しないというのは、世の中かなと思っております。先ほどお話しいただいたとおり、新学習指導要領の柱、ポイントを私も読んできたのですが、先生が何を教えるかから、生徒が何を学ぶかということが、そしてどう身につけるかがポイントになってくるのかというふうに思っております。社会の一員として貢献できるような人を育てるとというのが、この大きなポイントかなというふうに私は理解をしております。

また、一方で大学入試の改革とリンクをさせてきたというところが、私は問題意識を持っているのですが、国語と数学がマークシートが廃止されるということで、点数が取りにくくなってきます。英語は読む、聞く、話す、書く、四技能評価になります。これに対応できる勉強をしていかないと、なかなかこれから試験には臨みにくくなるのですけれども、先ほどの答弁のとおりだと思います。大学に行くばかりが学校教育ではないという、この視点が南魚沼市にあるかどうかだけ、この点ではお聞きしたいと思っております。

○議 長 教育長。

○教 育 長 1 学習指導要領変更後の南魚沼市の教育の方向性は

きのうタイムリーに、尾木ママの講演会がありました。とても参考になりました。その中で新しい情報というか、既に入れておかなければならなかった情報なのですが、この2月にOECD経済協力開発機構では、これからの時代、生きる——今は日本は生きる力とありますが、生き延びる力ということを提案して、提案というか問題視しております。要は先ほど言いましたように、生き延びるのは大学へ合格することではなく、やはりこれだけ大変な時代にどう生きていくかということを学校現場で教えていくことだというふうに思っております。

要は、子供たちが将来どのような職業につくにしても、時代を超えて普遍的に学んでいかなければならないのは、論理的思考、どういう過程で自分が何を求めるかというのを、今までに一方的に教えられたのではなくて、自分自身が考え、論理的な思考で授業をできるようにということを考えております。

国も多分、同じことを言っていると思うのですが、南魚沼市ではそのような観点で、教員が授業力がつき、授業のやり方が変わり、子供たちが生き生きと授業ができると、子供たちが生き生きと授業ができるということは、教員が生き生きと子供たちに教えられるということですので、今ほどの説明した内容を大切にしながら取り組んでまいりたいというふうに思っております。

○議 長 9番・桑原圭美君。

○桑原圭美君 1 学習指導要領変更後の南魚沼市の教育の方向性は

力強い答弁だったと思います。大学入試を中心に教育を考えると、やっぱりこの国は方向性を間違えるのかというふうに思います。人がしっかり学んで、この地域で学んで、この地域に住み続けられるというようなまちづくりをしっかりしていただきたいというふうに思います。

(2)に移ります。週休二日が維持されるまま、具体的にどのように変わるのかということ、小学校ではプログラミング、あと英語。小3から始まって、5年生、6年生で教科化になっていきます。また、道徳も教科化になります。先ほど教育長の答弁にございましたが、小1から中3で、算数、数学、理科が383時間、小学校の英語だけで140時間も増えていくと。こういった中で、本当に大変になってくるのかなと思います。

また、英単語はゆとり教育時代が2,200単語が、今度5,000語まで増えるということで、倍以上に英単語を覚えなければいけないと、こういった中で、どうやって子供たちが時間がない中でやるのかという、さっき質問をさせてもらいました。マネジメント、学校の教育のマネジメントを確立するという答弁がありました。どのようになって、これは具体的にどのように進めていくのかをお聞きしたいと思います。

○議 長 教育長。

○教 育 長 1 学習指導要領変更後の南魚沼市の教育の方向性は

大変な時代が来ております。やはり、教育委員会、各学校の力が問われ、教員が胸を張ってできる体制をとっていきたいと思っておりますが、南魚沼市は今、学習指導センター5名体制でやっております。さらに充実させながら、この学習指導センターを核に、先生方の負担をより少なく、生き生きとできる体制を引き続きとってまいりたいというふうに思っております。また、学校現場だけでは大変な状況でありますので、ここ四、五年、土曜学習ということで、教員のOBの方に協力を願っての体制がとれてありますし、12地域コミュニティ協議会、ここの部分をやはり学校支援のできる組織をお願いしながら、地域挙げてこの大変な学習指導要領の変更、時数の増等に対応してまいりたいと。あの手、この手でやってまいりたいというふうに思っております。

○議 長 9番・桑原圭美君。

○桑原圭美君 1 学習指導要領変更後の南魚沼市の教育の方向性は

学習指導センターにもいい先生がいっぱいらっしゃいますし、また、地域で支えていくというのは非常にいいことかなと思います。

それともう1点ですけれども、ちょっと遅れ気味の子供が今の段階でもいらっしゃるのですが、ますます大変になってくると予想されます。先ほどの答弁で朝、放課後を利用してやっているということもありましたし、夏休みという答弁もありましたが、ここでエアコンの設置を市長が英断していただきました。エアコンを活用して、この夏の間夏休みをどう利用して勉強していくかというのを考えていたらご答弁いただきたいと思っております。

○議 長 教育長。

○教 育 長 1 学習指導要領変更後の南魚沼市の教育の方向性は

今までも冷房の空調のある特別教室等を活用しながらやっておりましたが、この設備投資によってそういうふうに対応できる部屋が多くなりましたので、当然今ほどのご指摘のように休みを使いながら、暑い時期、夏であります、その時期についても対応してまいりたいというふうには思っております。

ただ、並行して教員の多忙化の解消をいかに解決し、いかに先生方の情熱を保ちながらいくということの状況を、教育委員会が丁寧につくっていくかがかかっておりますので、一生懸命先生方を支えながら、一方では国に定員増を働きかけてまいりたいというふうに思っております。

○議 長 9番・桑原圭美君。

○桑原圭美君 1 学習指導要領変更後の南魚沼市の教育の方向性は

よくわかりました。次は(3)に移ります。先ほどの答弁で大体理解できたのですけれども、我が市は英語に関しては特区を申請して、ほかの地区からは注目をされているところ、すごくよくわかっていますし、このままの体制でいいかというふうに思います。

先日、プログラミングの教室を、3回コースの1回目が終わって、下は5歳から上は70代の方まで来て、障害がある、ない、年齢にかかわらず可能性のある授業だなというふうに思いました。このプログラミングを今後どのようにやっていくのかというのを、もし、お考え

があればお答えいただきたいと思います。

○議 長 教育長。

○教育長 1 学習指導要領変更後の南魚沼市の教育の方向性は

今、お話しのように、南魚沼市ではICTクラブを、総合支援学校を中心に立ち上げております。総務省の事業を大日本印刷という業者と連携を組みまして、受託させていただきました。先ほどの説明のように1回は終わっていますが、今後12月に1回と1月に1回開催してまいりたいと思っております。市民や子供たちが気楽に参加して、とてもいい教室であります。また教育委員会のほうで教員向けの対応ができていませんので、この辺についても教員の皆さんにもPRし、これに参加していただくような方向で、この事業を有効に活用してまいりたいというふうに思っております。

○議 長 9番・桑原圭美君。

○桑原圭美君 1 学習指導要領変更後の南魚沼市の教育の方向性は

プログラミングは非常に可能性のあるものだと思っておりますので、対応のほうをお願いしたいと思っております。

(4)に移ります。ここで、子供の個々の発達の支援を重視した教育に変わるというところは、共通認識だと思います。そして、教員の増員ということに対しては、先ほどしっかり答弁いただきましたし、まだまだ足りないという認識、そして県に切り込んでいくというところで力強く感じておりますので、このようにお願いしたいと思っております。

また、そう簡単に教員の増員が図られるというふうには当然考えにくいわけですが、市内にいい指導者がいらっしゃると思います。そういう市内にあるそういった資源の発掘とか、活用に対して、人材の発掘、活用に対して何かお考えがあればお聞かせいただきたいと思っております。

○議 長 教育長。

○教育長 1 学習指導要領変更後の南魚沼市の教育の方向性は

まさにその部分が大切であると思いきっかけとして土曜学習で教員のOBの皆さんを中心をお願いしてまいりました。おかげで、教員のOB以外にも、教員経験がなくても自分は子供たちに教えたいという人たちが多くなってきておりますから、この動きを活発にしながら、今、4教室でやっておりますが、先ほども話しましたように、12地域コミュニティ協議会と連携しながら各地区の集会場、この対応できる教室を増やしてまいりたいというふうに思っております。ここが一番の今後の大切な部分であるというふうに思っております。

○議 長 9番・桑原圭美君。

○桑原圭美君 1 学習指導要領変更後の南魚沼市の教育の方向性は

外部指導といえますか、市内のそういった方々がご活躍いただくのが非常に近道かなと思っております。よろしくお願いたします。1番の質問、項目はこれで終わります。

2 市外進学者の負担軽減のための住宅政策を

2番の市外進学者の負担軽減のための住宅政策を、に移ります。政治、行政というのは施

しであってはならないというふうに私は思っていますが、可能な限りの負担軽減ということで、貢献することは有効ではないかと思えます。市外進学者のほとんどが学費のほかに生活費の捻出に大変苦勞しておられ、その中での住宅、アパートを借りたり、そういった負担が非常に大きいと聞いております。今、空き家とかそういったものが全国的に話題になっているわけですがけれども、もし、そういった他の自治体にある空き家とか集合住宅を使用可能な状態で、市が借り上げるようなことができ、また、それを南魚沼市の若者の寮としてもし、活用できるようなことが可能であれば、私はいいのかなというふうに思っていますが、こちら辺のお考えが市長にあれば、ぜひお聞きしてみたいと思えます。

○議 長 市長。

○市 長 2 市外進学者の負担軽減のための住宅政策を

それでは、桑原議員の2つ目のこのご質問であります。東京は物価が高いという話がよく聞かれます。多分、東京方面ということが一番想定されているのだと思うので、そういう話をさせてもらいます。総務省が行った平成29年度の小売物価統計調査というのがあって、水準で最も高いのがやっぱり東京都。我々は高いと思っているわけですが、やっぱりそれは数字でちゃんと示されていました。新潟県の物価指数と比較すると、5.7%上回っているという状況。もっと高いかなと思っているのですが、全体ではそうなる。

総じて東京都のほうが物価指数が高く、特に住居に関しては東京都は新潟県のおよそ1.5倍。やっぱり何となくそうだなと思う数字ですよ。東京都の住宅に関する物価指数というのは、全国でも突出をしているということで、桑原議員がおっしゃるように、東京都にある空き物件を、例えば市が借り上げて、学生さんたちに提供すれば、生活費などの支援には、これはなると、それは現実そうなると思えます。

一方で、文科省の学校基本調査というのがあって、全国には国公立、私立をあわせて大学、これは短大、専修学校を除きますが、全部で782校あるそうですけれども、そのうち138校が東京に集中している。我々も何となくわかっていますけれども、見ればわかりますけれども、こういう数字なのですね。千葉、埼玉、神奈川を加えました、いわゆる首都圏というか、東京圏といったらいいでしょうか、これは223校ということです。また、さらに東京の大学は学生数が多い。学校に入れる人の数がマンモス校というか、そういうことが多いのが非常に特徴ということで、東京都だけで大学生、全国大学生の26%、東京都ですね。さっき言った千葉、埼玉、神奈川を加えた東京首都圏、これでは全国のおよそ4割の学生が集中をしているというのは明らかで、数字上もそのとおりだということです。右肩上がり、これが年々増えているという状況であります。

この東京一極集中というべき学生に歯止めをかけようということで、政府では、ご存じだと思いますが、私立大学などに対して、東京23区内の定員増、そして学部増設、新設を認めないという、そういう設置基準というのを示しました。すごいことをしましたねという感じなのです。しかし、これからの人口減少によって、大学の進学者数というのは、全国で現在60万人がその数字だそうですが、これから約20年間の間、2040年には50万人。10万人減

少してくるということです。さっき言いました東京 23 区の定員数の問題、これをやったとしても、相対的に地方大学への進学、こういうふうに地方分散とかいっていますが、何となく言葉に踊らされて、我々も踊らされているところがあって、実はそれはなかなか改善されない。多分、焼け石に水だというふうに、私はその数字をみて自分なりにも考えているところです。

本題に戻しますが、確かに東京とか、ここから離れて多くは首都圏に行く。その学生さんたちが家賃が高くて大変ということはわかります。それに手を差し伸べることが最も困っている皆さんにとって、果たしてそれが本当に支援になるかなということも、実はちょっと思っています。家計が大変でも頑張っておられる、いろいろな制度を使いながら頑張っているご家庭や、いろいろなことを勘案しますと、今のところですが、首都圏の住宅政策については、これはなかなか実施するというところに踏み切れるかどうかというのにはちょっと疑問があります。

大変、そういう考え方もあるということはわかりますが、家賃が高いから市が安価な住宅を用意をするというのは、言いやすいことなのです。なのですけれども、非常にストレートだな、過ぎるなという思いです。そういう支援ではなくて、実は自分の思いとしては、もっと根本にある、例えばこの地域において質の高い教育を平等に受けられるようにすること、少なくともそこで始めているわけですね。

また、市民の皆さんの収入を上げるための産業、ここにおける産業振興施策の充実とか、こういったこともやっているわけで、こういうことがまず率先させるべき、優先されるべきだというふうに考えているところです。

お話はすごくわかるのですが、もう一方で端的に言えば、全てを拾い上げられることではないわけでありまして、これは東京集中のところだけの光の当て方ということになりますので、現状、私としては難しい課題ではないかと考えております。

○議 長 9 番・桑原圭美君。

○桑原圭美君 2 市外進学者の負担軽減のための住宅政策を

非常に詳しく調べていただきました。私も個人的に調べてみたのですけれども、自治体がつくっているこういう寮が幾つか存在してしまっていて、ほとんどが都内にあって、世田谷が多かったです。水戸なんかは 48 人の定員で月 5 万円で、年間 3,000 万円の予算で運営している。群馬の上毛学舎という寮は 200 人の定員で、月 5 万 4,000 円、食費も込みと。古くから運営しているところはあるところもあります。

昔、ドラッカーという有名な経営学者が、日本の大学全入を予想してしまっていて、恐らくそのほとんどが首都圏に行くだろうと。結構財政的に厳しいところから首都圏に若者が出ていって、そのまま定住してしまうというようなことを早くから予測していた学者もいます。

市長の先ほどの答弁は、全く私はごもっともだと思って受けとめておりますし、当然そういう答弁がくるのかなというふうに予想もしていただいたのですけれども、これは福祉政策ではないと私は思っていて、冒頭も言ったとおりなのですが、地元に残って仕送りをする親の

負担軽減をすることによって、市内の経済を活性化できるのではないかと、そういう着眼点で私は提案をしています。市内のこれは経済政策の一つだというふうを受けとめていただければというふうに思います。非常に進学する方だけを対象にするというのも難しいということとは重々承知で私は申し上げているのですが、いずれこういった市に世話になって、また帰ってきて市に貢献したいというような思いを醸成するためにも、こういった政策が難しいとは思いますが、検討できないかというところで、ここで話をさせていただきました。最後に市長にまたこういう政策が、いずれ別の形でもいいのですけれども、とれるか、また市長の考えを聞いて終わりにしたいと思います。

○議 長 市長。

○市 長 2 市外進学者の負担軽減のための住宅政策を

桑原議員のこのご質問は、何となくこの将来をどう考えるかというか、この地方と首都圏、そしてここから子供を育てて送り出す側の者として、ちょっとそういう大きい感じの答え方になってしまうかもしれません。明治期ですね、先ほどいろいろなところが、群馬の上毛学舎でしたか、そういうこともちょっと前に興味をもって見たことがあったのです。当時、中央集権に向かっていく国が、明治維新後、中央集権の役人とか、末は大臣か、そういう学者ですよね、そういうようなところの時代に、やっぱり送り出す側の国力を、中央との関与の中で、多分そういうところもすごくあって、そういうふうに地方は頑張ったんだと思うのです。今はちょっとどういう状況になっているかという、なかなかそういう時代のずれがあるのかなという思いがあります。

先ほど、市内の経済政策でもあるのだという話にちょっと触れると、私の思いは、学校に出ていくと思うのですよね。やっぱりこれは止めることできないと思います。魅力ある学校は向こうにあるわけですから。こっちに学校を引っ張ってこようと思っても、そんなに簡単なことではないけれども、できれば我々のテーマの一番大きいのは、ここにいながら学校に通えることだと思うのです。ここにいながら就職し、通勤圏というところをどうやって伸ばしていくか。

だから、地方に地方創生とかいって国が、我々のアイデアを出せとかいろいろ言ってきましたが、これだけ高速交通体系が発展している中で一番やるべきは、ここに子供たちやお父さんやそういう者が残って、ここから出かけていくことが可能になっていることに魂を入れられない限り、何かいろいろなことをやっていますけれども、本当のところ変わらないという思いが自分の中ですごく今あるのです。あるので、さっきの1回目の答弁の話はちょっと言葉足らずでしたけれども、本来はそっちを目指すべきではないかという思いがしています。

もう一つは、今、都市の、都市部、首都圏の皆さんとそういう雪の活用も含めたりしながら、いろいろな信頼関係というか、交流関係をつくらうとして踏み出しているわけです。この中でさっきの空き家も問題とかあります。例えば大きな施設があいてくるのかもしれませんが。そういったときに我々から側から求めるだけでなく、そういうことの向こう側の利用の仕方として提案があるとか、そういうことまで全部やりませんと言っている意味ではあ

りません。これから時代はいろいろ変わってまいりますので、その中にはいろいろな考え方ができてくるのではないかと。そういうことをキャッチできる関係とか、我々のアンテナを磨いておくとか、そういうことをやっていくべきだと思います。まずはこちら側からという風な意味でなかなか難しいのではないかとということをご理解いただきたいと思います。

○議 長 以上で桑原圭美君の一般質問を終わります。

○議 長 一般質問の途中ですが、ここで休憩といたします。再開は11時10分といたします。

[午前10時49分]

○議 長 休憩を閉じ、一般質問を続行いたします。

[午前11時10分]

○議 長 質問順位14番、議席番号2番・梅沢道男君。

○梅沢道男君 傍聴の皆さん、大変ご苦勞さまで。それでは、議長より発言を許されましたので、今回は大項目3点について質問をさせていただきたいと思っております。

1 JR上越線の除雪体制の充実について

まず、大項目の1点目でございます。JR上越線の除雪体制の充実について伺います。JR上越線については、昨冬も大雪による運休が相次ぎ、市民の皆さんの通学や通勤、通院等に大きな影響が出たところですので。このことにつきましては、6月議会でも取り上げさせていただいたところですが、その際、市長からも、「JRの除雪対応については、国鉄時代のような気概は到底感じることはできません。ことし1月には豪雪により、列車が長時間立ち往生する事故があり、これにより降雪時の運行判断はより慎重になってしまうということ推測しています。前を向いて除雪をして頑張っていこうという姿勢なのか、止めてしまえばいいという姿勢なのか、大変口の悪い方で申しわけないが、それほど我々は憤っているということ、JRの皆さんにはわかっていたいただきたい」との強い懸念が示されたところであります。この市長のお考えには、私も全く同感であります。

また、市長からは、私の「JR除雪体制の改善に向けて、関係市町村との連携による新たな切り口での要望活動を」という問いに対し、「そういう向きでみんなと話し合いを始めています」との力強いご回答をいただいたところであります。

いよいよ降雪期を迎えまして、また、県やJRは昨冬の事故に対応するいろいろな動きを始めているようでございます。そこで、その後のこの関連市町村との連携した取り組みといたしますか、それらの取り組みの進捗状況についてお伺いをして、壇上での質問を終わりたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議 長 梅沢道男君の質問に対する市長の答弁を求めます。

市長。

○市 長 それでは、梅沢議員のご質問に答えてまいります。

1 JR上越線の除雪体制の充実について

JR上越線の除雪体制の充実についてであります。梅沢議員からはことしの3月議会だっ

たと思いますが、JRの除雪対策に対する一般質問をいただきました。私もあのとき、そういう旨のお話をさせていただいたところがあります。そして、梅沢議員がまだ議場に出てくる前といたしますか、議員になる前からこの議論というのは、やっぱり時々あったのです。ありまして、継続して行っている議論といたしますか、要望活動であります。質問をいただきました新たな切り口といういい方はちょっと、そこまでのことは言えませんが、これまでの要望活動とJRの取り組みについて申し上げる中で、ちょっとこの辺のところをお聞きいただきたいと思います。

JRに対しては、まずは、新潟県鉄道整備促進協議会の会長である、これは新潟県知事になりますが、ここから各自治体と連携をしながら、JR東日本本社及び新潟支社に要望を行っています。これまでのそういう経緯であります。2年前の私の市長就任以来、私も、冬期間の運行確保を特に重要な要望事項として、南魚沼市から、これもその集約をしていただくように、これは全部それを集約した形で、その要望活動になっているわけですが、そういう形に、特にということで冬期間の運行について位置づけて、継続的に要望してまいりました。

昨シーズンはお話にもありましたように、大雪によりまして15時間という長時間に及ぶ信越本線での普通列車の立ち往生をはじめ、雪による運休など市民生活にも大きな影響があったことは事実であります。このような状況でJR東日本新潟支社も除雪体制の充実に、これまで以上に取り組んできているというふうに思っております。その辺が何にあるかということではありますが、まず、我々の要望事項への回答についても、昨年までとは違う角度の回答が上がってくるようになりました。これは変化だと私は捉えております。

我々の要望の話をちょっとだけしますと、積雪の影響を最小限にとどめるよう、一層の除雪体制の強化や雪崩防護柵等の設置等により、安全に配慮した運行確保をされるようお願いいたしますというこういう要望に対しまして、今回は冬期運行確保については、降雪情報の確認や監視カメラ等で現地を確認しながらの除雪作業の実施に取り組み、運行体制の確保に努めているということの回答がありました。

こういう回答を裏づける形で、先月末、11月28日ではありますが、JR東日本新潟支社は、今シーズンの雪害対策を発表されたということでもあります。線路の除雪状況を把握する監視カメラを管内9路線に、約40台追加をし、72台体制で降雪状況を確認するとしました。飛躍的にその監視の目が多くなるということでもあります。

私どもの市から、この発表を受け、新潟支社に照会をし、お聞きしたところ、このうち上越線には5か所の追加があり、土樽、石打、大沢、北堀之内、越後川口ここに新設をされ、それにより、上越線の中の監視カメラは、9台体制から14台体制になるということでありました。また、除雪を効率化するため、従来型の除雪車両を2台増強するほか、JR東日本管内の在来線では初めてとなるということではありますが、トラックで運べる小型新型の除雪車5台を配備するなどの強化を図るとお聞きしています。これらの降雪状況の的確な把握、まずそれがあべきであります。マンパワー的にはですね。

先ほど、旧国鉄時代の気概という話をここで私もしました。当時とはマンパワーも違ったり、本当にレールしかなかったといってもいい、そういう時代背景の中での旧国鉄の気概の持ち方、これとはどうしてもそうですね、当事者に聞けばそうではないと思うのですが、我々から見てそういうことを感じるという意味で言っているわけですが、これらの体制に少しでも近づけるように努力が、私はここから見てもとれると思っております。

また、回送電車、列車、これを走らせることによって、列車のその運行間隔を短縮するという。これはどういう意味があるかといえば、線路上に雪が積もりにくくするという工夫、除雪車だけではなくて、こういうやり方ですね。それから、二次交通といいますか、そういうことが運休等が起きた場合のバスやタクシーによる代替輸送の迅速な誘導など、雪害対策の充実に取り組む一方で、除雪時間を確保するため、事前に利用者に運休を伝える計画運休を実施するとも聞いています。

私どものこの地域の子供たちが、大変長岡に通ったりしていますが、この運休するのかなのかというところが、実は保護者というか当事者の生徒さん、学生さんたちも含めて、結構ここから不満の声が上がっていたのを見ますと、こういった部分にも及んできていると思います。

昨今の異常気象によりまして、ふだんは雪の少ない地域に、大変異常なほどの雪が降るといっても今出てきておりまして、それらの対応に時間をとられて、本来の除雪が必要な路線にも影響が出ているというふうにも、私どもは感じているところでありまして、安全に配慮した運行について慎重になっている——それは当然JRさんはそういうふうになると思いますけれども——ありますが、状況を改善しようとしている、そういう努力の方向をことは非常に感じているというのがございますので、ご報告も申し上げたいと思います。

当地域は今ほど通勤、通学の話をしておりますが、観光面からも雪害に強い体制、地域体制をとということで、この中で大変大きな位置にあるJRさんにもこれまで以上にまた頑張ってもらいたい、そういう思いで要望なりも、そういうことを含めてやらせてもらい、前に向いて進んできているのではないかという思いがしております。以上です。

○議 長 2番・梅沢道男君。

○梅沢道男君 1 JR上越線の除雪体制の充実について

今ほど市長からもお話がありましたように、その28日の雪対策の発表、これが29日の新潟日報にも掲載をされていましたが、市長がおっしゃるように、日中の列車の運休といえますか、計画運休、この辺がどうなってくるのかというのが多少心配はしているところです。

また、10月26日の新潟日報、この28日に発表した内容の前の段階の相談を、県が中心になってやっているわけですが、26日の新潟日報の大雪時の対応確認という見出しの記事を見ますと、長岡市、新潟市など約20の関係機関により協議をしたというような話が掲載をされていましたが、この20の関係機関の中に当市が入っているのかどうか、それをちょっとお聞かせをいただきたいと思っております。

○議 長 市長。

○市長 1 JR上越線の除雪体制の充実について

この中に南魚沼市としては入っていませんが、市長会の皆さんが入っていますので、そこを集約した形で入っているということでもあります。いないからといって……。

○議長 2番・梅沢道男君。

○梅沢道男君 1 JR上越線の除雪体制の充実について

ありがとうございました。昨冬の状況から、いろいろな対策をJR、県もとっているということでございますが、監視カメラ等の設置、それから計画運行等も含めて、ただ、ああいう閉じ込めみたいなのは減少していくのしょうけれども、通常運行がどうなっていくかというところでは、やっぱりちょっとまだまだ不安といいますか、状況を見たいなという気持ちはしています。

そういう面からも市長は、ご当地ナンバーのときに3市2町をまとめて、組織をされたという実績もございます。そういう意味では、対象自治体は違いますけれども、先般の議会のお話いただいたように、そういう向きでみんなと話し合いを始めているというお答えでしたけれども、ぜひ、これもそういう意味ではJRが発足してからもう30年以上がたっているわけで、ただ、自治体からの要望で一朝一夕にその内容が改善をするというようなことは私も考えていませんが、これはやっぱり粘り強い対応や取り組みが必要になると思います。

また、関係自治体と連携をしながらということになると、当然またその重みも違ってくると思いますので、特にこの関係自治体をまとめるという部分になると、これまでの前回の実績もある林市長でないと、やっぱりできないのかなという大きな期待もございます。ぜひ、その辺についても一度、今後の取り組みについて市長のお考えといいますかをお聞かせいただければと思います。

○議長 市長。

○市長 1 JR上越線の除雪体制の充実について

先ほどから申し上げております、各市、町とか、村もありますけれども、そういったところが全部集約をしていき、当たっていくわけですね。我々の、さっき十日町まで含めた3市2町という範囲はちょっとわかりませんが、例えばこの上越線のエリアの湯沢、我々南魚沼市、そして魚沼市とか、あと小千谷もあるでしょうね、そういうところで必要に迫られればやっぱりやっついこうと思いますが、ここだけが独立してやっているということは一皆さんと話をしていないわけではありませんけれど、よく集まる機会がありますので、この問題はよくできます。やっぱり季節的には、去年の閉じ込めのあの事案ですね、ああいうことのあった後には、この話題で持ちきりだったわけですが、さりとて、そういうことで単独で動いているということは今のところありませんが、非常に大きなテーマとして、市長会なり、町村会もそうだと思いますし、やっていると思います。

一番我々がやっぱり、去年のその信越本線での事案により、430人がとめ置かれたという事案です。体制がやっぱりそう整っていなかったということでしょう。非常に何ていうので

すかね、ゲリラ的な豪雨に近い、ゲリラ大雪、雪害というか、そういうようなイメージだったと思います。国交省からそういう再発防止の徹底が、やっぱりJRさんにも話があり、同様の事案が発生した場合には、という想定で新しい体制づくりが今、示されてきていまして、この中では警察、消防、それから自治体。あのときは自治体との間でもいろいろいざこざがありました。関係機関に支援を要請するなど、あらゆる手段を講じることとなって、その体制が今、つくられてきています。

この中で、自治体との関連というのもできてきましたので、今までの要望はなかなか——私の率直な気持ちですよ——JRの関係者の皆さんに、例えばこの近くの人たちも、JRの関係者も含めていろいろな話をすると、どうもちょっとあまり聞いてもらえないなというような感触があったのです。これは率直な気持ち。だけれども今は昨冬のああいうこともあり、自治体とかと連携をして、きちんとやっていかないと、ああいう事案は別に三条とか、あっちのほうだけで起きるわけではなくて、昔を考えれば、ここでも炊き出しをして、いろいろな公民館を使って、電車がとまってしまって閉じ込められた場合とかがあったわけですね。私どもの子供のころとか、その前も含めて。こういうことがもう一度再認識をされて、地域全体で公共交通機関を守っていくという姿勢が改めて認識されたと思うのです。

その関係性の中で、やっぱり我々ももっといろいろな要望も言えることになったり、片一方だけの一方通行ではなくて、向こうからの要望も我々も地域を守るという意味で含めてやっていくという視点に立てば、やっぱりこれからそういうことが再認識されたということいい捉え方をしながら、双方が前に進んでいくべきと思っているので、発言というかの質も変わっていくのではないかと考えているのです。

そういう中で要望活動をやっていく。そして、この地域としては必要に迫られれば、きちんと私が先頭ということだけではありませんけれども、そうなるかもしれませんが、そういうふうに進めたいというふうには思っています。

○議 長 2番・梅沢道男君。

○梅沢道男君 1 JR上越線の除雪体制の充実について

わかりました。今回、その閉じ込め事案ということがございまして、今回の県やJRの対応も、新聞報道等も含めて、どっちかという閉じ込め事案がないような改善をというほうに軸足が、どうも今あるのではないかと考えています。そのこと自体は重要なことで、必要なことだと思っていますが、それを乗り越えた先には、前回問題になったようなこの地域の冬期間、新幹線ができたといっても、市民にとって重要な交通機関である上越線、ここがきちんといって、市民の足となって対応できるような運行体制を確保していただくということがより一層また重要になってくるかと思えます。ぜひ、今後も関係機関なり、連携市町村と協議する中で対応をお願いできればというふうに思います。

2 南魚沼市の子育て環境の整備に向けた保育体制の充実について

1番についてはじゃあ、これで終わります、大項目の2点目をお願いしたいと思います。南魚沼市の子育て環境の整備に向けた保育体制の充実についてということでございます。市

では「若者が帰ってこられる市」の実現を目指して、人口減少対策も含め、子育て世代への支援の充実に取り組んでいるところです。先ほどの5番議員の住宅リフォームのところでも市長は、今度は新しい制度として子育て世代への支援といいますか、そういう政策目的を含んだような新しい制度を、ということでそれら子育て世代への対応については、ふだんから重きを置いて、今、対応していただいているところだろうというふうに思っています。

この子育て世代への支援策ということについては、多岐にわたる対応が必要というふうには考えていますが、中でも子供たちの保育環境の充実、これは重要な課題の1つだろうというふうに思っています。この保育環境の充実という部分では、例えば建物等のハード面の充実ももちろん重要ですが、何といたっても子供たちのきめ細かな保育環境の整備、これには保育士の配置基準の改善等が最も重要だというふうに実は考えています。

当市内においては、私立の保育園と市が運営する公、公立の市立保育園があるわけですが、市内では既に私立の保育園では3歳児の保育については15対1の保育体制が整備をされています。しかし、市が運営します公立の市立保育園では、まだ20対1の保育体制のままとなっているということで、そういう意味では市の保育政策として、市内の保育所なりで、私立と公立で違う基準の保育体制が敷かれているという現状にあるのだろうと思っています。

これをやはり充実という意味では、私立保育園並みの保育体制に市の公営保育所も早期に改善をして、市の保育政策として、市内の保育体制の統一を図るべきというふうに考えておりますけれども、市長のお考えを伺いたいと思います。

○議 長 市長。

○市 長 2 南魚沼市の子育て環境の整備に向けた保育体制の充実について

それでは、梅沢議員の2つ目のご質問で、この保育環境体制の充実ということでもあります。ご質問の内容のとおり、市の保育園職員配置基準、これでは3歳児について20対1の配置で運営をしています。私立のほうは15対1というお話もありました。平成27年に示された子ども・子育て新制度の中でも、保育の量の確保と保育の質の向上のため、15対1の基準というのを推奨しているというところではありますが、当市の公立としては残念ながら実施には至っておりません。これは職員の労働組合といいますか、職労の皆さんからも大変大きなテーマで、私がいつも要求をされている、そういうふうに頑張れということで、やってもらいたいということで要求されています。

ただ、一律に市内に2つの制度があるかのごとくのような話ではありますが、では内容はまず給料も違いますね。例えば要するに全体の人件費ということもあるでしょう、そういうこと抜きには語れない問題なので、なかなかその実施に至らないというのが本音のところであります。

実施できない一番大きな要因はもう一個ありまして、近年保育園に預ける子供の年齢がまずは低くなってきているということです。以前よりも多くの、これは前は多分なかったので、3歳未満の子たちが入園をするようになったことが、私はあげられると思います。

具体的には、ちょっとだけ数字を言わせてもらおうと、平成 29 年の入園率においては 2 歳児が 81%、1 歳児は 69%であったものに対し、この 1 年後の平成 30 年度では、2 歳児は 81%からこれが 85%に上がり、そして 1 歳児は 69%から 72%というふうになっています。増加を続けているという状況です。こういった状況の中で市は、南魚沼市は待機児童が発生をしないように、全ての年齢層の園児を南魚沼市内の保育園で受け入れられる体制をつくっておきまして、その対応を優先して、保育士の皆さんを配置しているということでございます。

児童に対する保育士職員数というのは、年々多くなっています。慢性的な保育士不足や経費の増加によりまして、保育園の運営の面では厳しい状況となっているということでもあります。この不足する保育士については、臨時職員の募集を通年でやっているというところではありますが、人員を確保することがなかなか難しい状況ということもございます。

この保育ニーズのまずは推移を、これからの状況を予想するためにも、人口の問題とかで予想もつくところもありますが、それを正確に把握をしていくために、子ども・子育て支援に関するニーズ調査というのを、この新しい平成 31 年度でやらせてもらおうと思っております。

いずれにしても、国の示されているこの数字に私立のほうは達成をしているという状況を把握しておりますが、公立のほうはいささか遅れていることは認識をしながら改善の方向に向けて頑張ろうと思っておりますが、いろいろな事情があるということでもあります。

○議 長 2 番・梅沢道男君。

○梅沢道男君 2 南魚沼市の子育て環境の整備に向けた保育体制の充実について

特に南魚沼市のやはり私が一番問題だと思っているのは、子育て世代の支援これを進めている、これは重要な課題だと思っています。その中でもやはり大事な子供たち、お子さんを預かる保育所の体制が、そういう意味では私立も含めて市がその体制はある意味管理と申しますか、指導もしているわけですから、その中で保育所によって体制が違う。特に残念ながら公立保育所が劣っているという部分は大きな問題であろうと思っています。

また、南魚沼市の場合、それこそ昔は学校と同じで学区みたいなことで、この保育所に行くのはこの地域の子供というようなことであったわけですがけれども、今は親御さん、保護者が第一希望、第二希望、第三希望ということで希望を出して、その中で市の担当課はこの振り分けは大変だと思いますけれども、できるだけ希望に添うような形で、子供たちを受け入れているという状況もあります。

その中で、どこにいくかによって、やっぱり特に保育士さんの配置体制、保育体制が違うというのは、いろいろの事情もあるかと思いますが、保育政策としてはやっぱりいかなものかということ強く思います。特に平成 27 年に子ども・子育て支援新制度が施行して、それ以降そういった動きになっているわけです。そうすると、3 年が経過をして、市長もそういうところは認識をしながら取り組みをしているということですがけれども、この年数がたっても未だそこがそのままというのは、やっぱり市の保育政策としてちょっといかなものかだと思いますので、もう一遍そこをさまざまな事情ということもございましたが、これをこの

間、改善できないでいる事情がもしあるのであれば、お聞かせをいただきたいと思います。

○議 長 市長。

○市 長 2 南魚沼市の子育て環境の整備に向けた保育体制の充実について

この件につきましては、実はいろいろ話もしたりしているのですけれども、なかなか前に向かないというところは、私も大変難しい、困ったなと思っているところがありますが、先ほど言ったとおりなのです。なので、ちょっと担当の部長のほうから答えてもらいますのでよろしくお願いします。職員の年齢的な配置とか、いろいろあるのです。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 2 南魚沼市の子育て環境の整備に向けた保育体制の充実について

今ほどの件ですが、市長のほうの答弁にもございましたけれども、15対1の基準に推奨されていることで、そこに向かって進んでいたところですが、なかなか実際のところは難しいところがありました。公立のほうとしましては、まず、待機児童を出さない、ここの部分が一番重要と考えて、職員の配置をしておるところです。私立の、例えば途中で入所の要望、申請があった場合に、私立のほうの園のほうで、受け入れの準備ができていれば大丈夫なのですが、職員を追加で募集してまで民間のほうではなかなか受け入れの体制をつくれる状況にはありません。そういった場合には公立のほうにその対応が求められてきますので、公立のほうとしましては、それを十分対応できるように配置を考えて取り組んでいるところ です。

また、市長のほうで先ほども答弁がありました、保育児童の低年齢化があります。ゼロ、2歳の児童に対して、職員の割合が保育士全体の75%ぐらいがその保育のほうに回るような状況に今あるという状況であります。そういったものの全体を加味した中で、まず待機児童を出さないということを念頭に考えて現在の配置基準で動いているという状況にあります。以上です。

○議 長 2番・梅沢道男君。

○梅沢道男君 2 南魚沼市の子育て環境の整備に向けた保育体制の充実について

今の部長の答弁で言っていることは理解できます。ただ、またもう一つは、今いろいろお父さん、お母さん方、保護者の方々の労働環境等もあって、小さいお子さん方、特に1歳児とかゼロ歳児の保育需要が高まっているというところも理解をしています。ただ、例えばゼロ歳児保育でいえば、残念ながらこれも公共の公立保育園よりも、私立のほうで受け入れ体制、そういう意味では小さいお子さんから受け入れる体制を確立している。市はそこまでできていないという、実は低年齢児のところでもそういった私立と公立の今、差があるという状況があらうかと思います。

それから、そこはまああれですが、3歳児のところに戻りますと、最終的に子供たち全てを受け入れる体制を市として確保していくという部分は理解できるのですが、これは保育政策とか市の姿勢の問題だと私は思っています。例えば、それも含めて3歳児を国も言っている15対1。私立とそろえて市内一律にするということで、基本姿勢といいますか、基本姿勢

は15対1でいく。ただ、最終的に受け入れ、子供たちの受け入れや保育士さんの数、これらでどうしようもない事例が例えば1つの保育所、2つの保育所にあったと。ここについてはということであれば、それもわかろうかと思うのですけれども、それが受け入れ体制そのものもまだ現実の数字が出ていない中で、当初から20対1での配置、これを前提に進んでいるということは、やはりちょっと問題だろうというふうに思っています。

また、私立の場合は、これは保育士資格がなければ対応ができないわけですが、先ほどから市長からも年間を通じて臨時職員の募集をしているというお話もございました。公立保育所の場合は、資格がない方でも、そういう意味ではスタッフとして雇用して対応ができるという部分もあるわけですから、例えばそれが年度当初で幾つかできないところがあっても、頑張っただけで途中ですら15対1にするような努力をしながら運営をしていくということも当然可能であろうかと思えます。

ですから、その辺のまずスタート時点における姿勢といいますか、考え方、ここがやっぱり一番重要だろうと思っています。そういう意味ではこの年数が3年以上たつ中で、今、部長の言うこともわかるのですけれども、その方針として、方向としてそういった形で市内統一をして、それぞれの保護者の子供たちを受け入れるべきではないか。

また、さっきも言いましたように、第一希望、第二希望、第三希望、どこの保育所に入れるかは、これはわからないわけですから、ある意味、混んでいるところでは保護者の皆さんが保育所を選べないという状況もあるわけです。そういうことからいっても、やっぱり保育所はその全員を措置するために、希望のところには入れないかもしれないけれども、保育体制はこれを整備をして、同じ環境を整えますという、これは姿勢といいますか、政策上の方針、これは重要ではないかと思っていますが、その点についてもう一度お伺いしたいと思います。

○議 長 市長。

○市 長 2 南魚沼市の子育て環境の整備に向けた保育体制の充実について

このことにつきましては、担当の部長にちょっと答えてもらいます。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 2 南魚沼市の子育て環境の整備に向けた保育体制の充実について

今ほどの件ですが、公立の中で、例えばじゃあ15対1を基準としてお示しして、その中で募集を見た段階で20対1になる保育園もあります、というところの言い方、そういった内容で募集をかけるという考え方について、私どものほうで今まで検討していなかったのですけれども、今まではとにかく一番確保できる、待機児童を出さずに保育を全員の方から受けていただけるような態勢をとるためには、こういった形が必要だろうということで、今までの20対1という基準で進めさせていただいています。

実際、この3歳児の配置がえを実施したときに、どのくらい保育士が必要になるかというところについては、4名から5名ほどではないかというふうなうちのほうでは試算しているところですが、ただ、そこの人数を確保するのも非常に難しい状況にあるというところがあ

ります。その具体的なことという恐縮ですけども、これは大変喜ばしいことなのですが、産休・育休の方の人数とすれば、今、年間では15名ほど臨時職員の方も含めるといっちゃいます。それが毎年どういった状況にあるかもわからない状況というのもありますので、全体的な保育士を確保するというのと、待機児童を出さないという考えの中で、今の配置基準とさせていただいているところです。以上です。

○議 長 2番・梅沢道男君。

○梅沢道男君 2 南魚沼市の子育て環境の整備に向けた保育体制の充実について

今の部長の答弁はよくわかります。そういう意味では私も病院にいましたけれども、病院の看護師さん、これも大変不足をしまして、なかなか集まってこない。また、看護助手さんも同じことをごさいます。ただ、そういう中で何とか基準をクリアする、そういう方向で努力をしているといいますか、それがやっぱり重要だろうと思っています。

ですから、まだ確定する前から例えば、市立、市の公営保育所はそのところを、もうそういう事態が起これば困るから15対1だというようなことではなくて、やはり市の姿勢といいますか、市の政策としてお預かりするお子さんたちを同じような体制でお預かりをする、そのかわり、保育所の選定に当たっては全員保育を目指して、市にそこはらせていただくということがやっぱり重要になるのだらうと思います。その考えについてももう一回答弁ありましたらお願いします。

○議 長 市長。

○市 長 2 南魚沼市の子育て環境の整備に向けた保育体制の充実について

重要だと思っているのですが、今、いろいろな事情でという話をしています。このことにつきましても担当の部長に答えさせます。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 2 南魚沼市の子育て環境の整備に向けた保育体制の充実について

今ほどの議員のご意見ですけども、私どものほうも、保育の現場を預かっている保育士の方の今の状況を詳しく聞いた中で、真に必要としている部分がどういったところかも含めて、その配置基準というのを考えていきたいと思います。

全てその民間の保育園と公立が同じ条件というところを求めていくのか、真に必要としているところはどこの部分なのかというものをよく精査した中で、今後の対応を考えていきたいというふうに思っております。

○議 長 2番・梅沢道男君。

○梅沢道男君 2 南魚沼市の子育て環境の整備に向けた保育体制の充実について

先ほどまでの部長の答弁は理解できましたが、ちょっと今の答弁は理解ができなかったんですけども、真に必要というようにお話がございましたが、市の保育政策として、やはり同じような体制で保護者の皆さんに保育の体制を提供するというのは、本当に重要なことだと私は思っています。

さらに平成27年の子ども・子育て支援新制度これができる、国も含めてそういったことを

推奨しながら、もっと言えば地方交付税といいますか、地財計画の中でも国は市の保育政策の細かい部分までは規定はしませんけれども、財政的な措置も国は3歳児のところではしてあります。ただ、それは市の判断でお使いくださいというようなことでやっているわけですから、その中でここがまだこのままになっているのに、真に必要な部分ということになると、ここが必要ではないのかというようなことにも聞こえます。真に必要な部分は重要ですが、その前にまず土台としてベースを、国も進めているこの制度にそろえる、これは検討する前のまず基準だろうと思っています。そこについてちょっとお聞かせをいただきたいと思っています。

○議 長 市長。

○市 長 2 南魚沼市の子育て環境の整備に向けた保育体制の充実について

この点につきましても担当の部長に答えてもらいます。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 2 南魚沼市の子育て環境の整備に向けた保育体制の充実について

先ほども申し上げましたけれども、15対1の基準になれば、私立も公立も統一となりますし、推奨されている配置基準となるというのは十分承知しているところです。先ほど私が、真に必要なとする部分というお話をさせていただきましたけれども、配置基準が市にある程度委ねられている部分の中では、今、先ほど市長のほうからの話の中にもありましたけれども、ゼロから2歳の部分の、非常に保育の必要度が高まっているという中で、そういった部分に非常に大きな配置になっています。それが今後どのように進んでいくかという部分も含めて、まだはっきりと見えていない部分もありますので、そういったところを考慮した中で配置を考えたいということと、真に必要な部分についてを含めて検討していきたいというふうな内容です。

ですので、全て同じ基準で市の方針として15対1だということを公に示したい部分は大変ありますけれども、それをしたその部分が確実に確保できないというところについては、それもまた私どもとしての責任も出てきますので、そういったことを考慮した中では現在の20対1ということできさせていただきたいというふうに考えております。

○議 長 2番・梅沢道男君。

○梅沢道男君 2 南魚沼市の子育て環境の整備に向けた保育体制の充実について

15対1にそろえたいというようなお話もございました。そういう意味では、ぜひ、保育体制の充実、子育て世代への支援を含めて、今後も取り組みをお願いしたいと思います。

3 会計年度任用職員制度導入に係る進捗状況について

時間の都合もありますので、次に大項目の3点目に移りたいと思います。会計年度任用職員制度導入に係る進捗状況についてでございます。前回も実はこの問題については少しお話を聞かせていただきました。そのときのお話ですと、会計年度内任用職員制度については、関係条例をこの3月議会に提出をして、来年の4月から募集を開始するというお話をいただいておりますが、現在このスケジュールについては変更はないのかどうかお聞かせをいただき

たいと思います。

○議 長 市長。

○市 長 3 会計年度任用職員制度導入に係る進捗状況について

それでは、梅沢議員の3つ目のご質問にお答えしてまいります。会計年度任用職員の制度導入の件です。6月定例会の一般質問におきまして、関係する条例案を3月定例会に提案すると申し上げたところであります。スケジュール的にはこれはかなり厳しくなっているというふうに思っております。

国からの情報提供が少なく、そして、臨時非常勤職員の任用や勤務条件などの検討がなかなか進んでいないという状況であります。今後の予定につきましては、年明けに市役所庁内の各部署向けに、制度概要の説明会、そしてこれの開催、そして県内市町村の動向も参考にしながら、臨時・非常勤職員の任用や、勤務条件などの検討を進めたいと考えています。国からは遅くとも来年9月定例会での関係条例等の整備を促されているというところであります。来年の6月、あるいは9月定例会での条例案の提案に向けて、現在準備を進めている状況でありますのでご理解をいただきたいと思っております。以上です。

○議 長 2番・梅沢道男君。

○梅沢道男君 3 会計年度任用職員制度導入に係る進捗状況について

そうすると、3月議会提出というのはもう先送りになって、6月ないし9月ということですが、これは6月、9月というのが方針としてまだ決定していないわけでしょうか。それと来年度で募集をかけるわけですので、あまり遅くなると、制度の周知や募集が間に合わなくなるような気がするのですけれども、もう一遍その辺のスケジュールを、ちょっとその辺も含めてお考えを伺いたいのですが。

○議 長 市長。

○市 長 3 会計年度任用職員制度導入に係る進捗状況について

この点につきましては担当している課がありますので、そちらから答えさせます。

○議 長 総務課長。

○総務課長 3 会計年度任用職員制度導入に係る進捗状況について

今ほど市長が申し上げましたが、3月定例会への上程は厳しい状況であります。来年6月、9月はどちらか決まっているかというご質問かと思いますが、6月に、あるいは9月ということで、できれば6月にしたいということで準備は進めておりますが、恐らく9月定例会になる可能性のほうがどちらかという強い。現在、どちらというふうに明言はできない状況であります。以上です。

○議 長 2番・梅沢道男君。

○梅沢道男君 3 会計年度任用職員制度導入に係る進捗状況について

わかりました。この前、3月議会ということでお話をいただいたのが、今時点になって6月か9月か、なかなか明言ができない。かなり大変な部分があるかと思うのですが、その国からの情報が不足をしているというようなお話が市長からありましたが、なかなか今時点

になっても、この重要な制度改正のめどが立っていないという部分。そのほかに何か幾つか問題点があるのか、もし、あるようでしたらお聞かせをいただきたいと思います。

○議 長 市長。

○市 長 3 会計年度任用職員制度導入に係る進捗状況について

この点につきましても担当する課長に答えさせます。

○議 長 総務課長。

○総務課長 3 会計年度任用職員制度導入に係る進捗状況について

国からの情報が遅いという以外の課題というのは特別ございません。これは私どもの南魚沼市だけではなく、県内の各市町村さんに聞いても、みんな同じような状況。当然進みが早い、遅いは差があるかと思えますけれども、総じてどの市町村も、さて、スタートは決まっているけれども、なかなか進めないなという状況であるというふうに捉えております。ですので、どの自治体も暗中模索といいますか、どちらかというところと暗中模索より五里霧中という感じのほうが強いかと思えますけれども、そんな状況でございます。以上です。

○議 長 2番・梅沢道男君。

○梅沢道男君 3 会計年度任用職員制度導入に係る進捗状況について

かなり大変な状況のようですので、これから頑張っていただきたいというふうに思っていますが、国からの情報の中で、例えば今度は制度改正になると、フルタイムとパートタイム職員というのが出てくるかと思うのですけれども、これらの募集については、例えば募集当初でフルタイム何人、パートタイム何人みたいなことで募集になるのか。その辺についての見通しがあったらお聞かせをいただきたいと思います。

○議 長 市長。

○市 長 3 会計年度任用職員制度導入に係る進捗状況について

これについても担当の課長から答えてもらうことにします。

○議 長 総務課長。

○総務課長 3 会計年度任用職員制度導入に係る進捗状況について

先ほど申し上げました状況でございますので、その辺についてはまだ未定でございます。以上です。

○議 長 2番・梅沢道男君。

○梅沢道男君 3 会計年度任用職員制度導入に係る進捗状況について

そうすると、もう本当にまだ何も決まっていないというような感じで大変だと思いますが、わかりました。

じゃあ、2番に移りたいと思います。この制度導入に向けた臨時・非常勤職員の任用についての実態把握、これを前に進めているというお話でしたが、実態把握は少なくとも終了していると思いますが、その結果についてちょっとポイントをお伺いできればというふうに思います。

○議 長 市長。

○市 長 3 会計年度任用職員制度導入に係る進捗状況について

2つ目のご質問に移っていいですね。はい、わかりました。総務省によるこの会計年度任用職員制度の準備状況に関する調査に合わせて、任用条件の確認についてはおおむね終了しておりますということです。調査では地方公務員法の第3条第3項に基づく特別職の非常勤職員が450名、17条に基づく一般職の非常勤職員が599名、第22条の臨時的任用職員が3名という状況であったということです。また、一般職の非常勤職員は、現在パートタイムでの任用となっております。臨時的任用職員はフルタイムでの任用となっております。特別職の非常勤職員は、例えば行政区長など、勤務時間の把握が困難な面の職もありまして、用件が厳格化されたことによりまして、そのまま特別職の非常勤職員での任用はできない中、そもそも会計年度任用職員への移行というのが適当なのかといったような検討も必要であると考えているところであります。

○議 長 2番・梅沢道男君。

○梅沢道男君 3 会計年度任用職員制度導入に係る進捗状況について

当市における一般事務職といいますかの中の、今の臨時の皆さんのフルタイム、パートタイム、人数、その辺をもう一度ちょっと教えていただきたいと思います。

○議 長 市長。

○市 長 3 会計年度任用職員制度導入に係る進捗状況について

それはちょっと今、私の手元にないので、担当の課長が答えると思いますので、よろしくお願いします。

○議 長 総務課長。

○総務課長 3 会計年度任用職員制度導入に係る進捗状況について

内訳が必要……（「総数人数で」と叫ぶ者あり）総数ですか。先ほど市長も申し上げましたが、もう一度申し上げます。一般職の非常勤職員は合計で599名になります。細かい内訳が必要でしたら後ほど……（「パートタイムとフルタイム」と叫ぶ者あり）全員がパートタイムの採用となっております。以上です。

○議 長 2番・梅沢道男君。

○梅沢道男君 3 会計年度任用職員制度導入に係る進捗状況について

実態把握については終了して、かなり細かい数字までもう既に出ていると思いますが、わかりました。

続いて3番目、会計年度任用職員制度の導入に当たってということでご質問させていただきます。この制度が大きく、今度は新たな制度に変わるということで、この前の議会でも市長も一般職の会計年度任用職員制度が創設されたことにより、臨時非常勤職員の任用の適正化と待遇改善が図られ、行政サービスの質が向上する可能性を感じているということでご答弁をいただきました。

全くそのとおりだと思います。新しい制度をいかにきちんと活用して、市長がおっしゃるような行政サービスの質の向上、これを実現するかということが重要になってくるかと思っ

ていますが、それには当初の制度設計が非常に重要になってくるというふうに考えています。スタート時点でボタンを掛け違えると、後の今後は修正が大変になってくるという部分もございます。4月からの募集に当たって、通告ではフルタイム職員とパートタイム職員の位置づけに対する考え方、これを伺いますということでしたが、先ほどの総務課長の答弁を聞いていますと、ほとんど何も決まっていなかったのかなという気もしますが、今現在でこの辺、もし、進んでいる部分があればお聞かせをいただきたいと思います。

○議 長 市長。

○市 長 3 会計年度任用職員制度導入に係る進捗状況について

通告のこの項目のやつの答えは自分たちで考えてもってきているのですけれども、それが今の聞き方で、合っているかどうかちょっと疑問に思い始めちゃっているのですけれども。ちょっと用意しているところを言って、足りないところは課長のほうに答えてもらいます。

議員がおっしゃるとおり、この制度の導入に当たっては、当初の制度設計というのが非常に重要になると思います。最初の歩み出しの第一歩が大変大切だと思います。フルタイム職員とパートタイム職員の位置づけ、これは本当にきちんとして基本的には現在の業務内容、または業務量とか、そういったものをよくよく精査をして決めていくべき必要があるというふうに思っております。多分言葉が足りないかもしれませんので、課長のほうからまた答えてもらいます。

○議 長 総務課長。

○総務課長 3 会計年度任用職員制度導入に係る進捗状況について

足りないところを足してお答えしたいところではありますが、こちらのほうも特別明確に決まっている面はありません。ただ、市長が今、申し上げましたとおり、現在の業務量ですとか、当然この制度開始の3月、平成32年4月以降の業務量ももちろんなのですけれども、そういったものを勘案して、どちらにするかは決めていくということになるかと思っております。以上です。

○議 長 2番・梅沢道男君。

○梅沢道男君 3 会計年度任用職員制度導入に係る進捗状況について

このフルタイムとパートタイム職員、これはそういう意味では、今、総務省が出している制度のマニュアル等もございますが、業務量によって変わってくるというようなことではないと思うのですよ。制度として、職種的にこの仕事はフルタイム、当然に例えば会計年度任用職員のフルタイム職員で対応するべきポジションだと、これはパートタイムで対応するべきポジションだということ、例えば10業務量があったところに、パートタイムを20人張りつけるのか、5人にして、あと残りはフルにするのかという、その総業務量といえますか、業務量もそうですけれども、その仕事の内容、位置づけ、これがやっぱり重要になってくるのだというふうに思うのです。その辺が業務量によってというだけでは、ちょっと認識に違いがあるのではないかなというふうな気がするのですが、もし、言葉足らずであればちょっと補足をお願いしたいというふうに思います。

○議 長 市長。

○市 長 3 会計年度任用職員制度導入に係る進捗状況について

課長のほうに答弁してもらいますが、そもそもフルタイムであれば、これは正職というそういう感じがあるのですよね。なので、本当はそれ以外は全部パートタイムではないかと私は単純にそういうところが原点ではないかと思っているのですけれども、私がまた認識不足かもしれませんので、課長のほうに答えてもらうことにします。

○議 長 総務課長。

○総務課長 3 会計年度任用職員制度導入に係る進捗状況について

先ほどは私、業務量、業務量というのを連呼しましたけれども、市長も業務内容や業務量を勘案してというふうに申し上げました。梅沢議員がおっしゃるとおり、そもそもこの仕事をフルタイムでさせるか、パートタイムなのかと決めるところでというご意見がありましたけれども、そう決める段階においては、やはり業務内容と業務量を勘案してフルタイムでやるのか、パートタイムにするのかを決めるわけでございますので、議員がおっしゃっているのと、私たちが考えているのは同じことではないかというふうに感じております。以上です。

○議 長 2番・梅沢道男君。

○梅沢道男君 3 会計年度任用職員制度導入に係る進捗状況について

ありがとうございました。今の総務課長の答弁で安心をいたしました。そういうことで認識をしているということであれば、国からの情報がないとかということではなくて、実態把握は終わっているわけです。もう時間もないですので、そういった検討というのはもう始められるだろうというふうに思っていますが、その辺について、今進捗があるのか、これからの計画がどうなのか。あったらお聞かせをいただきたいと思います。

○議 長 市長。

○市 長 3 会計年度任用職員制度導入に係る進捗状況について

担当課長に答えてもらうことにします。

○議 長 総務課長。

○総務課長 3 会計年度任用職員制度導入に係る進捗状況について

国からの情報が少ないので何もしていないというわけではございません。7月には関係する部署等の会議をして、こういう流れで進みますという、事前の会議とかも行ってありますし、国からの情報がなくてもできることというのは当然あるわけですので、今からできることについては当然進めさせていただいています。大きな前進はないですが、何も足止めをくっているじゃなくて、そういうわけではないということをお願いしたいと思います。

○議 長 2番・梅沢道男君。

○梅沢道男君 3 会計年度任用職員制度導入に係る進捗状況について

実は前の議会のときの答弁で、課長からは職場の実情に合わせて、こちらもフルタイムで働いてもらいたいし、本人もフルタイムで働きたいということであれば、そうなっていくと思います、というような発言がありましたが、やはり今ご発言があったようにそうでなくて、

職種の内容といたしますか、実態、そこからそれらは決まっていくというふうに認識をしています。ですから、その辺について、ちょっといろいろ進んでいるようですが、今の進捗がその部分についてはあるのか、ないのか、それだけちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○議 長 市長。

○市 長 3 会計年度任用職員制度導入に係る進捗状況について

この点につきましても担当課長から答えてもらいます。

○議 長 総務課長。

○総務課長 その部分については特別進んでいるというか、結果が出ているものはありません。以上です。

○議 長 2 番・梅沢道男君。

○梅沢道男君 3 会計年度任用職員制度導入に係る進捗状況について

この部分も、今回の制度改正のある意味、根幹を成す部分の1つであると思いますので、ぜひ、鋭意検討をお願いをしたいというふうに思います。終わります。

○議 長 以上で梅沢道男君の一般質問を終わります。

○議 長 昼食のため休憩といたします。再開を1時20分といたします。

[午前12時10分]

○議 長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

[午後1時20分]

○議 長 一般質問を続行いたします。

○議 長 質問順位15番、議席番号7番・勝又貞夫君。

○勝又貞夫君 議長より発言を許されましたので、通告に基づいて一般質問を行います。私の一般質問としては、今回が記念すべき20回目であります。そんなわけで多少緊張しています。いつもながら多くの傍聴席の皆様、足を運んでいただきましたこと、本当にありがとうございます。

市政は市民のためにあり、であります。我が市の行政はどうしたらよくなるか、そういう思い一心で今まで議員として仕事させていただきました。それはそれとして、今回の質問は3つであります。

防犯カメラやドライブレコーダーの設置について、それから市の職員の給与決定の仕方について、次に市の所有する土地の処分について、この3つですが、最初の2つについては、前回の一般質問で同様の質問を上げておいたのですが、時間の関係で十分な質疑応答ができなかったという状況がありましたので、改めてやむを得ず、再び一般質問の項目と上げさせていただきます。

さて、先日からノーベル賞ウィークということで、毎日のように新聞やテレビでノーベル賞受賞者である京都大学の本庶教授のことが報道されています。私はこの先生の「教科書に書いてあることを信じるな、教科書には間違いが書かれている」という言葉が忘れられません。当たり前と思っている事柄に疑問を持つ。固定観念を打ち破ってこそ、世の中の進歩、

向上、発展はあるのだということでもあります。前進し改善するには常識を疑えということでもあります。常識を疑えというこの精神で、今回もまた南魚沼市行政の市政について切り込んでみたいと思います。

1 防犯カメラやドライブレコーダーの設置について問う

私は既に防犯カメラの設置についての提案を繰り返してまいりましたが、なぜか設置しようという話にはなりません。なぜなのか。これも我が市の七不思議の1つであろうかと、私はそのように思っています。さあ、壇上では3つの質問のうち最初の質問のみとします。民間との比較でわかるとおり、市の行政において防犯カメラやドライブレコーダーの設置が進んでいません。防犯カメラについては、過去において私は3回質問した経過があります。この件については前回の質問でも検討中であるという答弁をいただきましたが、その後どのように検討し、どのように結論づけられたのかをお尋ねします。

多少、この地域における防犯カメラの状況をお話ししてみたいと思います。小中学校の例で言いますと、合わせて24の学校があったように記憶していますが、防犯カメラがついている学校はわずか2つであります。六日町小学校は、後援会がお金を出してつけたというような話を聞いたように記憶しています。また、上関小学校では、以前の校長先生が定年退職するときに、自分のお金で防犯カメラを設置したというお話であります。それ以外、行政側が学校に防犯カメラをつけようとした形跡のようなものが、私には感じられません。なかなか予算も伴うことで、することができないということなのでしょう。

保育園についてお話しします。公立の保育園が17ある中で防犯カメラがついているところが1か所、これはある事情によってつけられたということでありました。私立の保育園については、7つあるうちの5か所に防犯カメラが既に設置されています。公設民営の保育園3か所については、2か所は既に防犯カメラは設置されていると。1か所は警備保障が入っているというお話でありました。

前回は申し上げましたが、この本庁舎に行政側が設置した防犯カメラは1台もありません。塩沢庁舎、浦佐庁舎にもない、市民会館にもないと、スポーツコミュニティセンター・ディスプレイにもないと、ふれ愛支援センターにもない、城内診療所にもない。長森の老人ホーム魚沼荘にも前回まではなかったと。きょう確認しましたところ、最近玄関に1か所だけつきましたというお話でありました。私はそれを聞いて大変うれしかったですね。いよいよそういうふうを考えていただける、そういう部分も出てきたかと。そんなように思ったのですが、あとほかに大原の運動公園、ここにも防犯カメラは1台も設置されていない。これについて、市民は大変驚いています。まさかと、このご時世でどうしてと。これを見れば行政側の対応がいかにも遅れているかがわかるというものであります。市長が本気で考えているならば、平成30年度中の補正予算を組んで設置することも可能ではないかと思えます。防犯上の抑止効果もあると考えられます。犯罪防止その予防効果があるということは言うまでもありません。市民の安全・安心という観点で、この件をどのように考えているかをお尋ねします。

ドライブレコーダーについても、なかなか設置が進まないようではありますが、私が強く申

し上げたいのは、保育園あるいは小中学校の送迎ですね、通学用のバスについてであります。民間のバスには当然のようにドライブレコーダーがついているのでありますが、市が運営しているバスにはほとんどドライブレコーダーがついていないという現状があります。市民からは、結局、行政が一番遅れているのじゃないですか、と。そう言われると私は議員として大変つらいものがあります。議員は何をしているのだと言われていたような気になってしまうのであります。市長はこの点についてもどのようにお考えであるか、その点をお尋ねします。

以上で壇上の質問を終わりますが、3つの質問のおよその時間配分をあらかじめ申し上げます。質疑応答の全体で60分でありますから、およその配分で1問目に27分、2問目に20分、3問目に12分と。残りの1分は予備として残しておこうと。こんな時間配分でいかがでしょうか。時間制限がある中で、前回のように最初に長過ぎる答弁をいただくと全体の質疑応答に大きな支障が生じます。答弁の長さについては、常識的な配慮をお願いしたいものがあります。聞かれたことに答えていただければそれでよろしいかと思えます。壇上では以上といたします。よろしく申し上げます。

○議 長 勝又貞夫君の質問に対する市長の答弁を求めます。

市長。

○市 長 それでは、時間もありますので早速答えさせていただきます。

1 防犯カメラやドライブレコーダーの設置について問う

防犯カメラの件、9月定例会に防犯カメラの設置についてご質問いただきました。その際に議員もおっしゃっていますが、本庁舎をはじめ設置は進んでおりませんが、防犯上の抑止効果はあるため、今後検討します、と私も申し上げたところであります。その結果、検討結果ということでもあります。今定例会初日の補正予算でも若干触れたところですが、大和庁舎事務室の貸し付け等が今後確定した際には、夜間・休日の庁舎内の防犯を目的として数台の防犯カメラを設置することにしました。また、本庁舎でも、主に夜間・休日の庁舎の出入りを記録するという目的で、予算の執行状況にもよりますが、今年度中の設置を目指したいと考えております。

改めて申し上げますと、防犯カメラで何を目的に、何を記録するかということ、そこを議論しなければいけないのですよ、まずは。防犯カメラを設置したからいいというものではありません。なので、それは前回も私もここで詳しく申し上げました。おわかりいただきたいというふうに思っているところであります。ただ、防犯の抑止効果というところにやはり非常に着目もしているところであります。

ご質問にありました学校、保育園のこと、これが一番本当は市民の皆さんの感情や思いに直結する部分だというふうに考えますが、まずは市街地にあるような小学校、保育園と決定的な違いが1つあります。これは、非常に敷地が広くてという問題もあります。どこからでも入ってこられるというような状況ですね。都会とはちょっと違いますよね。「地域に開かれた施設」ということが、最初から命題としてあった、そういう施設づくりをしているのです

ね、そういう施設は。なので、この点はよく考えていかなければならないと思っています。

いろいろな意味の優先順位と勘案しながら計画的に進めていくという方向性を今、考えておりますので、よろしくお願ひしたい。決して、先ほどおっしゃった、予算とか、お金がないからそうしないんだとか、そういうことは私は違う、当たらないと思っています。なかなか防犯カメラというものが、今、世情はいろいろなことが起きて、非常に針小棒大的なことがあります。起きたことはすごく悲しくて大変な事件だった。それがあると非常に、あつものに懲りてなますを吹くような状況というのも、我々はちょっと気をつけてもいかなければならない。民間と我々の違いというのもあります。

私は思いがあるのですけれども、暗黒社会にしちゃだめですよ。ちょっと言葉がわかりづらいかもしれない。警察国家みたいにしちゃいけないということです。全てカメラで監視されている状況下に、今ちょっとつくられ始めている社会が。こういうところも冷静に、やはり我々はあまりそういう過度な——事件があっちゃいかんのですよ。そういうこととまたちょっと違うことです。しかし、全部監視されているような社会をつくるのが、本当にいい社会をつくっているかという、私はそうじゃないと思っています。そういうことも持ちながら、されどここには防犯カメラ必要だなというセッティングが必要だなと思います。あそこもここもという考え方は、私はちょっと持ちにくい。私はですね、そんな思いがしています。

ドライブレコーダーについてであります。市の公用車でドライブレコーダーをつけている車両というの、現在6台あります。ドライブレコーダーは、昨今言われているとおり運転とかいろいろな問題の中から、そういうことを記録するためのものとしても評価され、急速に普及をしてきています。価格も安価になってまいりました。公用車については、全体の管理台数というのが市役所は非常に多いものですから、これ全部というのは難しいですけれども、私も1つには職員の綱紀肅正といいますか、運転の安全性。やはり事故を起こすこともございます。皆さんにも報告している部分がありますが、こういったもの。そして気をつけるという注意喚起、そしてもしかすると市内のいろいろなところに定点的な監視カメラを置くという効果以上に、いっぱい走りますので、設置できる台数が増えていくと、あらゆる——ただ、これもどういう目的で、どうやって使うかというのは、非常に個人的な権利とかいろいろなものの中で、例えば捜査上のこういった場合にだけ限って情報を提供するとか、さまざまな考え方があると思います。

湯沢で金銭がなくなったという事件といいますか、事故というか、事件かどうかはまだわからない、捜査中ですけれども——ようやく庁舎の中にカメラを入れたという報告も新聞に出ていました。これらもありますので、いろいろな意味を勘案しながら、防犯カメラの設置にはそちらのほうに向いていきますが、非常に注意をしながらこの設置はしなければならぬというのが、私の意見であります。

○議 長 7番・勝又貞夫君。

○勝又貞夫君 1 防犯カメラやドライブレコーダーの設置について問う

市長より前向きな答弁をいただきました。私も先日、湯沢町の町長さんにじかに会う機会がありまして、防犯カメラがついたそうですね、と、4台と聞きましたが、と。喜んで、はい、つきましたと言っていました。私があるルートから聞いた話だと、湯沢の役場には10か所ほどつけようかという話が上がっているというお話がありました。場所をどこにするかというような話がありましたけれども、それはそれとして、このたびはとりあえず4か所ついたということだと思います。お隣の魚沼市の庁舎の建設が今始まっていますが、聞くところによれば、あの新庁舎にも防犯カメラは当然のようにつくというお話でありました。

そんな中で我が南魚沼市を眺めたときに、あそこにもない、ここにもないと。市長は金銭的な問題とは捉えていないというお話はありましたけれども、毎日のようにテレビのニュースなどで防犯カメラの映像を見ない日はほとんどない。これだけ世の中の動きに役に立っているものであります。そのマイナス面もあろうかと思えますけれども、プラス面のほうが大きいのではないかと私はそのように思います。何しろ市民の目線が、防犯カメラがついていないなんてどうしてと、今どきまだついていないのと、とっくについていると思っていましたよというような目線ですので、やはり市民の声も大事にしていくべきだろうと私はそのように思います。

あとはドライブレコーダーについてですけれども、私が聞いた範囲で申し上げますと、市の財政課が管理している車がおよそ180台と聞きました。その中で私が聞いた限りドライブレコーダーは4台という話を聞いていたのですが、市長答弁で6台というお話でしたので、2つ増えたのだろうと私は思いますが、財政が管理している車の中に35台バスがあるわけがあります。保育園あるいは小学校、中学校の通学に使うバスにほとんどドライブレコーダーがついていないと。バスについているのはわずか2台と聞きました。これでは市民は納得しないのではないかと。そんな意味でドライブレコーダーの設置も急いでいただければと、私は市民を代表してお願いするところであります。これは質問というよりは、お願い、要望になりますけれども、その点についても何か答弁する部分があったらよろしくお願ひします。

○議 長 市長。

○市 長 1 防犯カメラやドライブレコーダーの設置について問う

今ほどのドライブレコーダーのほうを申し上げますと、今の時点でバスは3台、普通車が3台です。今年度の発注分であと4から5台、今つける予定であります。これも先ほど申し上げましたように、やはりこういう部分、先ほどの監視カメラも含めて設置をしていこうという方向は持っておりますので、そういうことでご理解いただきたいと思ひます。

ここは要望の場ではないというふうには思っているのですが、やはり大きな市のテーマとディスカッションの場と思うのですね。なので、市民の皆さんが今どきそんなのついていないのかという話をしたら、私が今聞かれている立場であれば、今ほど申し上げた過度の警察国家化はよくないですよということは、私だったら言いますが、勝又さんにその辺を含んでいただけたかどうかちょっとわかりませんが、いろいろな視点もあるということもご理解いただきたいと思ひます。そういう設置の方向は持っています。

○議 長 7番・勝又貞夫君。

○勝又貞夫君 1 防犯カメラやドライブレコーダーの設置について問う

市長よりさらに前向きな答弁をいただきました。市民目線でものを申し上げるならば、こんな話になるというところをお話した次第であります。

2 職員給与の決定の仕方について問う

では、2つ目の質問に移ります。時間の予定としては、多少早めです。2問目に移ります。市の職員給与の決定の仕方についてお尋ねします。南魚沼市の職員給与は、市長の所信表明にあるとおり、国に準拠するという考え方で決められてきました。この国に準拠するという考え方は、当市の財政状況が県内でも最下位レベルであることを考えるならば、必ずしも適当ではないという見方があります。市職員の給与水準を国の人事院勧告に連動させるというこの習慣を、そろそろ見直すべしと私は考えますが、市長はどのようにお考えでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 2 職員給与の決定の仕方について問う

勝又議員の2つ目のご質問で、職員給与の決定の仕方について問うということです。まず、こちらのほうのことを用意していますので、あまり長くなりませんので、お聞きをいただきたいと思います。公務員給与は職務給の原則というものに基づいて、職員の給与は職務と責任に応ずるものでなければならないということが1点。そして均衡の原則として、職員の給与は、生計費及び国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他事情を考慮して定めなければならない。これらに基づいて決定をしている。これは大原則があります。

国家公務員では、労働基本権制約の代償措置として人事院による給与勧告が基準となっております。南魚沼市では、人事院による民間事業所の実地調査を踏まえた勧告に基づいて給与が決定される国家公務員に準拠するという、ここに準拠して給与改定を行ってきたところでもあります。これは繰り返しになってしまいました。

人口15万人未満の市町村は人事委員会を置くことはできません。仮に独自で実態調査を行う、これに基づかないと、我々の力でそれを調べ上げてこれを反映させていくということが、どうしてもその調査費用、所要時間、正確な調査になれるかどうか、そういうことはほぼ無理だというふうに思います。現在行われている人事院の実態調査に合理的に対抗できる手段を我々の側としては持っていないというふうに判断しています。ほぼみんなそうだと思うのですよね。こういった面から、人事院勧告による国公準拠としてきたという経緯があります。

なかなか難しい問題だなと私は思います。先ほど議員は、財政レベルが——いろいろな見方があるのです。その中で当市が県内でも低い。そういう数字がいつも出ますが、これは何度も議場でも話しているとおおり、財政の中身をよく、赤字の中身というか、そういう部分、家業が苦しいという中身は簡単に比べられないのです。例えば隣の魚沼市はこれから水道の関係とかでどれだけお金がかかっていくとか、そこでよく説明していますよね。そういう

こともあるので、あまり言葉というか、何かちょっと比べ方が私は腑に落ちないところがあります。これも繰り返していますが、もしも、これを国公準拠とかそういう問題ではなくて、やはり減額をしなければいけないとか、そういうことにせざるを得ない状況というのは、これは過去にあった。南魚沼市はそのときはやりました。これは了解を求めて全部給料を下げたのですね。こういう状況があれば、そのときはやはり考えるということを何度も繰り返していますので、そうでない状況だという判断をしていますので、今の方向をとりながら給料関係については決めているということです。これも議員とももう既に何回か、1回でしょうかね、ここでこういう議論をしていますので、ご理解をいただきたいと思います。繰り返になりました。

○議 長 7番・勝又貞夫君。

○勝又貞夫君 2 職員給与の決定の仕方について問う

前回の質問の延長ということで、多少ダブる部分もあります。これについては前回の事情が事情ですので、いたし方ないというふうにお考えいただきたいと思います。私が記憶している限り、人事院勧告は5年連続の引き上げであります。この動きに準ずるということ、すなわち国公準拠の考え方そんなものには、法的な根拠はないと。この議場での質疑の中で繰り返し述べられてきました。そんなわけで私もいろいろ考えてみるのですが、やはり優先すべきは地方公務員法第24条であろうと、そう思うわけであります。地方公務員法第24条については、給与決定原則、あるいは根本基準ともいわれる部分であります。今、市長が言ったように4つの項目がありますね。生計費に考慮すること。我が市の職員で生計に本当に給料が安過ぎて困っているという人がいるかいないか、それは私は知りません。あと②、国ほか地方公共団体の職員の給与これに考慮するとありますけれども、国の役人というものがどういう人たちであるかというお話をちょっとしてみたいと思います。

以前あるところで、私はある国家公務員と話をしたことがあります。出身は三重県、最初の勤務が静岡、そして次が秋田で今、新潟に来ている。今後どこに行くか希望を出せるのですかと。希望を出してもそのまま通るわけがありませんと。島根かもしれないし、熊本かもしれない。あるいは沖縄かもしれない、私にそう言いました。ということは自宅から遠く離れて親類縁者、友人知人と遠く離れてそこで勤務して、何年か後にはまた全く知らない遠いところへ行くと、そういう人たちの世界であります。仕事の内容としても背負うものが違う、私はそのように思います。こういう国の国家公務員、こういう類の人たちと給与水準を合わせるような考慮というものが果たして適切かどうか、私はそんなふうにも思うわけでありませぬ。こういう見方もあるというふうにお考えいただければいいかと思えます。

民間事業の従業者の給与に考慮すると。これは以前も申し上げましたように、地元の給与所得者の平均給与が270数万円であります。これは公務員も含んでの金額であります。公務員を外せば270万円以下であることは間違いない。それに比べて市の職員の給与は500数十万円という事実があります。これは10月の市報を見ればはっきり数字が出ているわけでありませぬ。この意味で官民格差の是正といったらどういうことになるかという、そういうことも

配慮するべきであろうかと思ったりするわけでありませう。

④としてその他の事情、これは財政状況についての話だと私は思っています。市の財政を人件費が圧迫しているということは、この議場で何度も繰り返し語られてきたことであります。そんなわけで、いつものように人事院勧告に合わせてアップすると。またことしもアップですねというその姿勢について、市民が納得しているかどうか、私はそこを申し上げたいのであります。

行政においてそれこそいろいろな意味で、市長もやりたいことがいっぱいありながら、自由に使えるお金が十分になくてできないでいるという思いもかなりしていると思います。一度上げれば数千万円という影響額があります。この5年間でどれだけの給与引き上げがあったか、総額でどれぐらいになるか。ざっと計算して1億四、五千万円になるのじゃないでしょうかね。それが1年で済まない。毎年毎年これが尾を引くわけです。5億、10億という金があったら一体何ができるか。市民のために何ができるか。多少のことはみんなで我慢し合う。そういう精神があっていいと私は思います。

日本国憲法の第15条にははっきりとあります。全て公務員は全体の奉仕者であると。一部の奉仕者ではないという部分であります。私はこの部分が大変好きであります。奉仕者とは何か。みずからの利害を超えて周囲に尽くす人のことであるということでもあります。給与の引き上げについては、最後に決定するのは議会であります。議会が通すからそういうことになるわけですが、では、市長の判断でそういう、今回なら第89号議案ですけれども、市長の判断で財政状況を考えて、この議案は無理だと言ってはねてしまうことも、これはできたはずであります。議会に上程しなければ賛成も反対もなかったはずであります。

そのお金で市民のために何ができるか、そういうこともあわせてよく考えてみるべきではないかと、私はそんなふうに思うわけでありませう。全ては市民のために。一部への奉仕ではないという部分について、私は申し上げたいのであります。この点について市長のほうから何かあれば伺います。

○議 長 市長。

○市 長 2 職員給与の決定の仕方について問う

一般質問ですので、答えなければいけないのです。聞き方ももうちょっとお願いします。さっきからちょっと、お気持ちもわかるし、ご高説もよくわかります。そういうことを私がわからないというふうに思っている人間かどうか、疑っておられるかどうかわかりませんが、私もそういうことも常に勘案しながら考えています。ちょっと言葉で引っかかるのは、一部の奉仕者じゃないと。誰も一部の奉仕者のために仕事をしていませんので、そういうことも言葉がひとり歩きしてしまいますので、私は、議員に、そこはちょっと気をつけていただきたいと思って聞いておりました。

先ほどから言っているように、そういう議案を今回も、要するに人事院勧告のことは受けて、そして国公準拠の方針で今回も引き上げということ。ご不満かと思いますが、これに基づいてやってきたという方針に基づきながら今回も上げています。しかし、先ほどからも、

また前回のご質問のときにも繰り返しのようになりますが、そういうことができないという状況で判断したときに、私は出しません。今回はそういうことに当たらない。だから、今回この議案ですね、今回の定例会にも出させてもらったということでもありますので、よろしくお願ひします。

○議 長 7番・勝又貞夫君。

○勝又貞夫君 2 職員給与の決定の仕方について問う

市長の気持ち、よくわかりました。私も実は似たような気持ちでいる部分があります。それはそうと、職員給与について市民がどう思っているかという部分でありますけれども、繰り返しのようになりますが、決して安いレベルではないと。この辺だったら公務員が一番いいんじゃないでしょうかというお話があります。

そんな中で、実は私が聞いている範囲ですけれども、市の財政は今後さらに苦しくなると。実質公債費比率が18%を超える事態もあり得るという話が以前ありました。将来的にそういう流れになる要因があるとすれば、そのときにこそしっかりと市長の判断をお願いしたいと思います。将来的に市の財政がどのように苦しくなるか、実質公債費比率18%を超えるであろうという、前井口市長の話がありましたけれども、その辺についてちょっとわかりやすく答弁いただけないでしょうか。これは情報共有のためにお尋ねします。

○議 長 市長。

○市 長 2 職員給与の決定の仕方について問う

井口さんがどう言ったかというのは、今ちょっとぱっと言われても記憶がないのですけれども、そうならないように頑張って財政計画もやっています。ただ、今の数字が若干上がる時がありますよと、私になってから言っているのは、ごみ処理場等のそういう大型の建設のときには、どうしてもこれは借金をしなければならない部分がありますから、そのときは一時的には上がる時があります。しかし、見通しを立ててやっていますのでということです。ただ、気を緩めれば、その18という数字を、ということはないばかりとは言えないかと思しますので、これは常に気を引き締めながらやらせてもらっているところですので、ご理解をいただきたいと思ひます。

そういうことが事前にわかるような状況があれば、さっき言った非常事態的な給与の問題にも手をつけるということだって、ないとは言切れない。なつてからやるということだけじゃなくてということでもあります。そこは想定をしながら、常に注意をしながらやっていくということだと思ひます。

○議 長 7番・勝又貞夫君。

○勝又貞夫君 2 職員給与の決定の仕方について問う

大体聞くべきことは聞いたような気がいたします。

3 市有地の処分について問う

では、3つ目の質問に移らせていただきます。市が所有する土地の処分についてであります。以前、処分するべき市所有の土地がかなりあるように聞いた記憶があります。この市が

所有する処分可能な土地の売却が進んでいるか否か。その進捗状況についてお尋ねします。

○議 長 市長。

○市 長 3 市有地の処分について問う

市有地の処分について、3つ目の項目であります。市の公有財産、これは行政財産と普通財産というふうに分けられます。自治法 238 条でしょうかね、基づいているものです。普通財産は基本的には処分可能なものというふうな分類になっています。行政財産として利用されていた土地建物は、その用途を例えば廃止した、そういうときには普通財産に移管をされ処分が可能となるというものになります。——あまりこういう話は要りませんか。普通財産は、当市で使用していた施設のほかにも他の行政機関、行政区、民間などから引き継いだものや、いわゆる残地など、このいわくゆえんとか由来はさまざまにあります。固定資産台帳などでその把握に努めておりますが、売却など処分の可否については、筆数も非常に多いことから全てをつかみきれていないという状況で、なかなか皆さんに一覧としてお示しすることができない状況です。

しかし、その中でも比較的条件がよく処分可能なものについては、これまでも市報等で売却などの公募をしまりました。これによって売却に至ったものもありますが、問い合わせがあるものの、なかなか至らないという事例のほうがたくさんあるということでもあります。昨今、現在は土地を購入したいという人よりも処分したいという人のほうが多くなっているような状況も生まれてきておまして、そんな形で今、市有地の処分については進めている。なるべく必要なものはきちんと売ってもいきたいという姿勢でやっているとあります。

○議 長 7 番・勝又貞夫君。

○勝又貞夫君 3 市有地の処分について問う

売却できるものは売却するべく努力していると。市報に載せているというお話でありました。それについては多くの市民も見ていることと思います。まちの不動産屋に聞いてみてもなかなか土地が動かないというお話。それもじかに聞いているのですが、以前、私が議員になったころだったと思います。委員会の席で、市が所有する土地の売却可能な一覧表、地番と面積等々そういう一覧表をいただいた記憶があります。そのときの説明で、できれば半分ぐらいは実は処分したいのだと。現金にしたいというような説明があったように記憶しています。私の記憶が間違っていれば別であります、そのような記憶があるものですから、この質問をしたのですけれども。

土地開発公社から市が買い上げた土地、平成 22 年から平成 28 年に至るまでの間、5 回にわたって購入したようですが、面積と金額がここに一覧表としてあります。10 億 2,800 万円、大変な金額であります。これ以外にも市がかなり所有しているという事実があるとすれば、やはりどれぐらい件数があるかどうかというような曖昧なものの考え方ではなくて、全部洗い直して、その周辺の地権者と相談して買いませんかというようなアプローチを積極的にしてみるのもいいのではないかと。その結果として、現金化できるものが 1 億円あるか 2

億円あるかそれは知りません、わかりません。やってみなければわかりませんが、そういう努力だけはしてみるべきだと思います。そのお金で、市長がこれだけはやりたいなと思うような、そういうところに回すこともまた不可能ではないだろうとそのように思うのですが、いかがでしょう。私も担当部署に聞きました。そのような一覧表は今もあるのですかと聞いたら、それらしきものは今はないというお話だったので、できればそういうものをつくって具体的に検討するべきであろうと、私はそのように思うのですが、さあ、いかがでしょうか。

○議 長 市長。

○市長 3 市有地の処分について問う

土地開発公社のことは、大変大きな課題だったことを解決の方向で進めたということで、今の質問の趣旨のなるべく売りたいということと真逆みたいに捉えられていたら、ちょっとまるで違う次元の話ですから、それはよくご存じだと思いますけれども、よろしく申し上げます。

市民の皆さんはこの放送等を聞いていて、よくわかっただけかどうかということも含めて注意もしてもらいたいと思います。我々としては積極的に話しかけている部分があります。それはこういうところでは言えません。言えませんが、ここを何とかどうだろうかということ処分したいということも含めて、有効な形で使っただけの方とか、そういうことについてこれはいろいろなことでやっておりますので、ご承知おきいただきたい。

そして、全部の一覧はかなり難しいです。いろいろな細かい残地とかいって、よく例えば所有者が載っている図面ありますね。あれ見ていただくだけでもすごくありますから、一覧表というのはほぼ——それはつくればまた別ですけれども、ちょっとそういう目的が何であるかということも含めて、一覧というのはかなり厳しいのではないかと思います。これについてはちょっと担当がわかっていると思いますので、答弁をさせますのでよろしく申し上げます。

○議 長 財政課長。

○財政課長 3 市有地の処分について問う

今ほど議員に言っていましたように、一覧表をつくれればよいのですけれども、いかんせん、その財産には由来がいろいろありまして、市の名義、前の旧3町の名義のままのものもあれば、さらにその前の村名義のものも残っておりますけれども、名前が市のものだからと言って、必ずや市が自由にしたい財産かどうかというのが、非常に一筆一筆難しいものがあります。特に山地に行くときそういうことがあるのですが、名前は市、あるいは旧何々町だけれども、事実上は村の財産であるとか、そういった形がありまして、それは登記簿を見てもどこにも書いていないものですから、それぞれの時に一つ一つを訪ねていかないと処分可能かどうかというのがわからないがために処分可能な一覧がどうしてもお示しできませんという、全体を見れば大きな話になってしまいます。

ただ、今、議員がおっしゃっていただいているのは、処分可能な宅地的な部分もあるだろうから、そういうところは進めたほうがいだろうというお話でございますので、そういう

ところを、ぜひ私も進めたいと思って、それこそ隣接の方ですとかにお話しかけなどをさせていただいております。ですが、やはり今の時代ですので、なかなか土地を求めるといふ形が少ないですので、こちらが売りたいと思う価値と、向こう側がこれぐらいならと思っていられるところがなかなか乖離が大きいので、それだとちょっとなかなかということで、どうしても話が進まずに今に至っているという状況でございます。

○議 長 7番・勝又貞夫君。

○勝又貞夫君 3 市有地の処分について問う

今、丁寧な答弁をいただきました。おおむね事情についてはわかりました。私がこれを聞いたのは、市が所有していつまでも眠らせておくよりは可能な限り現金化して、それを市民のために有効に生かす、そういう使い方ができればと。大変件数がいっぱいあるという話を聞きました。それでどれぐらいどうかと、面積から金銭に置きかえたとき幾らぐらいかとか、そういう話にはとても無理だというようなお話ですけれども、多少なりとも可能性のあるところはそういう努力をするべきだと、私はそのように思っています。

そんなわけで質問させていただきましたが、最後には私の思いを述べさせていただきました。予定の時間を大分残してしまいましたが、こういうこともあり得るということで、以上で私の一般質問を終わります。

○議 長 以上で勝又貞夫君の一般質問を終わります。

質問順位 16 番、議席番号 4 番・吉田光利君。

○吉田光利君 お疲れさまです。大勢の傍聴の皆さん方におかれましては、師走の大変お忙しい中ありがとうございます。平成 30 年、ことし最後の一般質問者になりました。きょう朝から、同僚、先輩議員からいろいろなありがたい激励をいただいております。プレッシャーの中で一生懸命やらせていただきますが、来年に向けまして希望ある明るい、市長、執行部の答弁を期待しているところでございます。

1 南魚沼市環境基本計画について

それでは通告に従いまして、大項目の 1 番、南魚沼市環境基本計画について質問させていただきます。私は 11 月 6 日、日経新聞朝刊を見て衝撃を覚えました。国連予測で、オゾン層の破壊がフロンの規制効果から改善が見られ、2060 年代には皮膚がん、白内障、失明等に重大な影響を及ぼす有害な紫外線から守るオゾン層の回復が予想されるとのことでありました。世界が団結した行動の成果による大変喜ばしいニュースであります。

正直、地球規模の問題でフロンの規制がどれだけ効果があるのか、自分自身、半信半疑の民間会社での削減経験でありました。改めて環境保全取り組みの重要性を思い知ったところでもあります。経済活動の拡大や生活の利便性の向上を求め、大量の生産、消費、廃棄の仕組みの中で暮らしてきている結果、大気や水、土壌などさまざまな影響が及び地球温暖化、オゾン層の破壊、生態系の破壊等、地球規模の環境破壊に結びつき、世界中でさまざまな現象が起き、将来の影響が危惧されています。

これを背景とし、国は環境基本法を、県は環境計画基本法をそれぞれ策定しました。南魚

沼市は状況を踏まえ、南魚沼市環境基本条例に定める基本理念の実現に向けて、南魚沼市環境基本計画が策定されています。基本目標、3つの基本方針、健康で安全な生活環境をつくる、豊かな自然環境とともに生きる、持続と循環のまちをつくる。広範囲、多岐にわたっての基本施策が示されています。

また、取り組みの模範となるべく行う市役所職員の行動及び市の行う事業に数値目標や進むべき方向を明らかにした、市みずからの南魚沼市の環境行動計画が大いに評価をされるものと考えます。多岐にわたり環境基本計画での積極的な取り組みを踏まえ、林市政の所見を伺うものであります。市民との良好な関係、市のイメージアップ、経費削減市としての環境破壊のリスク軽減など総合効果を考え、1、市みずからの環境行動計画の活動を生かし、国際環境規格であるISO14001認証取得を目指すべきと思うが、どうか。

2、新エネルギーの活用として学校に雪冷房の導入は、利雪、省エネ、子供の環境教育面から価値があると思うかどうか、以上壇上からの質問といたします。

○議 長 吉田光利君の質問に対する市長の答弁を求めます。

市長。

○市 長 それでは、吉田議員の質問に答えてまいります。

1 南魚沼市環境基本計画について

市の環境基本計画についての中身であります。市の環境行動計画が、市の環境基本計画の一部として平成20年度に策定をし、平成26年度に改定されていると。その流れというのは先ほどお話がありましたので、ちょっと割愛させていただきます。この計画を生かして、国際規格であるISOの認証を取得してはどうかというご質問だと思います。ご提案であります。ISO14001は、環境マネジメントに関する国際的な基準であります。組織として——我々とすれば南魚沼市ということでしょうか——組織として環境マネジメントシステムを構築する際に守らなければならない事項が盛り込まれており、PDCAサイクルを中核として、一定のレベルを維持しながら継続的に改善していくための順守すべき事項が定められております。これを第三者機関において、日本では多分、唯一の、財団法人日本適合性認定協会というのがあってそこがやるのだそうですけれども、ここにおいてこの基準に適合していると認証されると、ISO14001認証取得と認定された側が、対外的に表明できるものであります。

本来は一般企業の経済活動において、例えば取引先の相手に対して自分の会社の優位性が表示できるというような見方もあり、そういうことで普及してきたというのが一般ですね。平成11年以降は地方自治体もこの認証取得の動きが出始めまして、これはピークだったのが平成16年に全国513件登録されたそうです。しかしですけれども、それ以降、登録件数はずっと減少し続けているということです。ことし12月5日現在における公共行政分野での登録数というのは、ピーク時513が、今42件であります。

ISOの認証を取得することのメリットは、先ほど議員が触れられておりますが、第三者機関から認証されたという社会的信頼のまず獲得が1番。そしてイメージアップ。そして第

三者の視点による問題点の発見、自分たちだけでお茶を濁していないで外側からしっかりや
っていくのです。職員の意識の改革は確かにあると思います。そして全庁的な取り組み、
そういう視点を持っていろいろなことが多分、言われますので、そういう構築などが上げら
れますが、では反面、デメリットはどんなことか。なぜこう激減していつているかというこ
とになるかと思えます。これは、認証取得にかかる経費負担が、まずは200万円から300万
円かかるということですね。そして毎年の審査料というのがかかってきます。これが50万円
から80万円といわれています。そして3年ごとの更新手続きというのがありまして、この費
用が発生してきます。大体80万円ほどといわれています。

もう一つ、金額だけではない点で言うと、最初取得には非常に力が入って、取得してから
少しの間は頑張る意識があるわけですが、これを継続するというのが非常に、一定期
間を取り組むと効果がなかなか——最初はいくでしょうね、いろいろな基準が言われますか
らこう取り組んでいく。しかし、なかなかその効果が伸び悩んでくるということ。そして一
番、私はここが問題だと思いますが、職員の事務負担が大きいということです。例えば、全
て書面化。すごい量になっているというふうに聞いています。これらのことから、一定期間
——10年ほどですね——ISO認証の取り組みを続けた後、そこで培ったノウハウ等を生か
して、独自マネジメントを自分みずからのそういうことを構築して認証、そうなったのでし
ょう。なので、その後、認証を返上するという自治体が圧倒的に増えてきたという状況であ
ります。

ちなみに新潟県内では、上越市が平成10年に取得をし、平成23年に返上して、今は独自
基準でそれを継続している。そして、妙高市さんが平成19年3月に認証を受け、来年度返上
予定であるというふうに調査の結果が出ております。

南魚沼市の環境行動計画は、そもそも我々は独自ですけれども、PDCAサイクルに基づ
いて毎年見直しを行っています。外部からのそういう力がけというのはないかもしれませんが
行っており、その成果については、環境審議会においてまた評価、検証を行っていただく
などしています。ISO認証の取得が南魚沼市の環境マネジメントにおいてベストな選択で
あるかどうかというは、ご提言いただきましたけれども、私は今のところ、そこを目指す
という部分にまで至っていないのではないかと考えております。

○議 長 4番・吉田光利君。

○吉田光利君 1 南魚沼市環境基本計画について

ご丁寧に答弁をいただきました。ISO認証については理解いたしました。その中で私は
考えるのですが、みずからの環境行動計画ですけれども、これがまさにISOの土台と比較
して、土台に近いものだと私は思っていますし、私も実は民間時代、みずからの環境行動計
画もつくりました。それとISOの認証の事務局もやりました。管理者もやりました。マネ
ージャーもやりました。全部一通りは経験しています。今ほどの市長のお話のとおりだと思
うのです。

その中で、今、市が環境行動計画の取り組みというのはすばらしいというふうに僕は認識

しています。その中で環境行動計画について何点か再質問をさせていただきますが、環境審査会だと思えますけれども、実施状況というのをいただいています、この中で実績報告ですか、平成18年基準にして平成30年に向けての削減、環境負荷削減目標を立てているわけですが、今の達成率ですね。これは平成28年のデータですが、結果的にはすばらしいのですよ。見ますと、排出ガスですね、ガスの達成率が108.4%、コピー機の使用量が112.7%、水道の使用量が195.4%——達成率です。それと温室効果ガス、いろいろな灯油だとかガソリンだとかあるいはエアコンの消費だとかいろいろあるのですが、それをまとめますと、これについても110%ととかで、非常に職員の皆さんが頑張っているというのをつくづく感じるのです。この辺の今言った、すばらしい実施、実績といいますかね。実績報告を出されているのですが、それについて市長の所見をお伺いしたいのですが。

○議長 市長。

○市長 1 南魚沼市環境基本計画について

詳しい実績というかは担当部課のほうから話してもらいますが、これは市長になって市長室にいて、そういう呼び方というのですか、軽減を図れとか、環境も含めて例えばコピー機の使用の問題とか、いろいろなそういう節減を常にやっているのだなというのは、市長になって初めてよくわかったところがあって、なかなか市役所はそういうことで徹底してそういう数字をもとに、どのぐらいオーバーしているので頑張れとかね、そういうことをやっているのですね。これはなってみてわかったことでありました。評価もしているし、ここで歩みをとめるということじゃなくて、さらに頑張っていこうということではありますが、細かいことにつきましては担当のほうから答えてもらいます。

○議長 長 市民生活部長。

○市民生活部長 1 南魚沼市環境基本計画について

お褒めをいただきまして、大変ありがとうございます。我々も、環境行動計画は非常に幅が広くて、全部の庁内の全ての仕事にかかわってくるという中身ですので、このとりまとめ検証には非常に難儀をしているところであります。お褒めをいただいた温室効果ガスのほうの削減につきましては、一番大きなのはやはりハード面ですね。低公害車、排出ガスの改善をされた車を入れかえていったこと、コピーの使用量につきましても、やはりこれは不断に財政当局から指示があつてのことです。なるべく減らしていこうという中での取り組みでありました。

ただ、うまくいかないものもたくさんございます。例えば職員が乗ってくる車の台数といいますか、乗り合わせでこようということもやってみました。なるべくノーマイカーデーというのを取り組んでみたこともございましたけれども、なかなかこの地ではそれは定着しない。来るときは一緒に来ても、帰るときは時間がばらばらだということになりますと、なかなかそれが定着できないということもございました。途中で取り組みをやめた部分もございますけれども、総じてやはり大きな点では達成をしていっているところが大きいと思います。

ただ、平成18年当時の数字の捉え方ですね。この数字はどこからどうやって出してきたの

かという根拠が、今になるとよくわからないというところも実際はあります。もう一回これは、最初の設定目標はどういう数字をどういうふうに積み上げたのかというのを、ひっくり返してみないといけないという点も、私は二、三散見しているところであります。そういう点で、まだまだ不完全な計画実施状況ではあろうと思えますけれども、一生懸命これは取り組んでいきたいというふうに思っております。以上です。

○議 長 4番・吉田光利君。

○吉田光利君 1 南魚沼市環境基本計画について

わかりました。ぜひ、計画も目標も、また見直して前進すればなというふうに思います。このみずからの環境行動計画というのは、環境に対して南魚沼市のまさに取り組みの根幹だと思うのです。その中で総責任者は当然ながら市長です。トップなんです。でも、実務や運営するとか、いわゆる管理責任者といえますか、今、部長がお話したように、各部全部が参加しているわけですから、誰かやはり実務管理責任者というのが必要だと思うのですが、この辺は今、実際には幹部責任者というのはどのようになっているのでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 それぞれ決まっていると思います。担当の部長に答えさせます。

○議 長 市民生活部長。

○市民生活部長 1 南魚沼市環境基本計画について

一応、この計画の中の総括責任者が市長であります。その中での本部長が副市長、副本部長が教育長、企業管理者、各部の部長、消防長であります。本部員が各部の次長、センター長、各課の課長であります。こういう組織は一応名目上ありますけれども、実際我々がやっている仕事といえますのは、各仕事を実際に受け持っている係の係長ですね。係長さんのところに環境交通課の担当から、今までのデータ、ことしの分も載せてくださいと、数字入れてくださいということでやりとりをしている。それをとりまとめるというのが今やつの仕事でありますので、その上でことしの成果が課としてどうであったか、あるいは部としてどうであったかという、そういうとりまとめ、検証までは部課ごとでは行っていないというのが実情であります。

○議 長 4番・吉田光利君。

○吉田光利君 1 南魚沼市環境基本計画について

今ほど責任者の話をいただきました。できれば、こういったみずからの環境行動計画というのがあるわけですから、横断的なものですから、これを責任者を設けて、各何々さんどうだ、何々部どうだといって削減の後追いをするとかということは、やがて市の経費削減にもつながるし、環境改善にもつながるわけですから、今ほどの組織を生かしていただければなというふうに思います。

もう1点、ちょっと環境計画について質問するのですが、1人じゃだめですね。市の職員全員が同じ気持ちにならなくてはいけないのですが、やはりこういうのに取り組んでいますよと。みずからの環境行動計画に取り組んでいますよ、市の環境方針はこうですよというの

に対しては、市に知らしめる、周知させるという手段というのは、今、現状はどんな状況なんでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 1 南魚沼市環境基本計画について

この点につきましても、担当の部課長に答えてもらいます。

○議 長 市民生活部長。

○市民生活部長 1 南魚沼市環境基本計画について

市報等にも掲載をすればいいとは思うのですが、なかなか紙面の都合がありまして、今、行っておりますのは、市のホームページ、ウェブ上での公開ということになっております。以上です。

○議 長 吉田議員の質問の途中ですけれども、今ほどの吉田議員の大項目の1の(2)について、市長から発言を求められておりますので、ここで一旦、市長に振ります。市長。

○市 長 1 南魚沼市環境基本計画について

私が2つ目の項目から先ほど忘れてしまったのです。申しわけありませんでした。この点、ちょっとだけ時間ください、済みません。新エネルギーの活用と学校の雪冷房の件です。ことしの夏の異常な暑さにつきましては、全国的な問題。当市もそうでありました。このために国も大きくかじを切ったといいますか、前に出たというか、臨時特例交付金としてそういう制度を設けまして、我が市もそれを活用もさせていただく中で、市も決断をさせていただいて、小中学校の普通教室でのエアコン設置を行うことにしたところであります。

雪冷房の利雪、省エネ、子供の環境教育の面からの価値があるというふうに思っております。雪室用の施設の建設、または校舎内の冷房用配管設置など、こういうことも検討したかったわけですが、どなたかの質問のときにも答えたとおり、4年間ぐらいのスパンがあって、我々が当初計画していたように、その中ではいろいろなことを考えていきたいと思っておりましたが、この特例交付金は1年限りということでもありますので、これにはなかなか間に合わなかったという部分があります。

多分、1校で平均で簡単に今、本当に大まかにつかむとすごいお金がかかるのですね。配管とかもやり直したりする場合、1億円というような声も担当からは聞こえてきていますが、その辺はちょっとわかりませんが、非常に大きくお金がかかるということは事実だと思えます。

こんなことから今回は見送っておりますが、将来、校舎を新築するとか、また、さまざまな公共施設の中で我々ができる、我々の範囲の中であっても、それは環境省のさまざまな事業、補助率等が非常に有利なものもあつたりしまして、これらを活用しながら雪冷房の導入を積極的に検討していきたいと考えているところであります。以上です。

○議 長 挙手願います。

4番・吉田光利君。

○吉田光利君 1 南魚沼市環境基本計画について

先ほど知らしめると、周知徹底の件ですけれども、ホームページ等でいろいろやっつけらっしゃるという話を聞いたのですが。僕、提案ですけれども、職員さんは多分、全員の方が名刺を持っていると思うのですね。名刺の裏に環境基本方針とか、環境の取り組みとか何かを1行入れるとか、そういったことを入れることによって、市が環境に対して非常に真剣に取り組んでいる、あるいは本人がそういう意識を常に、我が市はこういう方針なんだというのが位置づけられると思う。あるいはカードを渡すとか、そういった周知の方法もあるのではないかなと思いますし、周知しないとこれは成立しないと思いますので、ぜひ環境負荷削減に参考にしていただければなというように私は思いました。

この件について、先ほど市長のご答弁いただいたとおりでと思うのですが、企業はISO 19000、品質関係ですね。あるいは環境の14000、農業さんは今はGAP、農業生産工程管理、そういったのが今いろいろと外圧もあって、いろいろとらなくてはけない。企業にすれば、それがないと商売が成り立たないという形が民間ではあります。だから、やむを得ず取るということもあるのですが、取ることによってそれがまた環境にもよくなり、あるいは会社の活性にもなるという形なので、自治体の話が出ましたけれども、ぜひみずからの環境行動計画を生かしていただければなという感じがいたしました。よろしく。

次に学校の雪冷房についての質問をさせていただきます。補正予算審議とか先輩議員、あるいは同僚議員のほうから一般質問の中で出ていまして、執行部、市長のほうから今ほどの説明のようにお話しいただいたので、全部理解しています。非常に積極的、前向きな取り組み、考え方だなというふうにわかるのですが、1点だけちょっと再確認をさせてもらいたいのです。

僕は学校に雪冷房ということがありましたので、自分なりに調べてみたのです。身近な上越市の安塚中学校の件ですが、とにかく建設費の問題があるので、ネットで調べたのですが、イニシャルコスト4,750万円、太陽光発電はしていますから3,000万円、7,750万円なんですね。ランニングコストが13万円、保守点検ですね。実際に省エネ効果はどんなものがあるかということ、未導入のときは120万円かかったのが、導入後は50万円になったそうです。ということは、年間70万円の効果なんです。年間70万円の効果ということは、初期投資が7,750万円ですから、10年かけても700万円ですよ。100年かけても7,000万円ですから、投資効果では非常に厳しいものがあるのです。これは先ほど市長の話のとおりだと思います。

先ほど言ったように、ただ、環境効果はいろいろな面であると思うのですね。総合的な効果のことを考えると非常に意義があるのだと思ひまして、ただ、ただ投資効果じゃなく、そういった総合効果で前向きに今後の新校舎とか、あるいはいろいろな事業の中で積極的に取り組む姿勢があるという考え方の解釈でよろしいでしょうか。改めてお願いします。

○議 長 市長。

○市 長 1 南魚沼市環境基本計画について

前向きに、先ほどの言葉のとおり、積極的に検討していきたい。ただ、今はもうそういう

例えば配管されているとかのところを、新たに雪冷熱用に配管し直してということになるとものすごいかかってしまうので、やはりそれはなかなか難しいということになると思いますけれども、今後、いろいろ考えていかなければならないと思います。お話のとおり、お金の面だけではない、さまざまに子供たちの教育とか、それから我が地における誇りづくりということのほうは、お金に換算できないものが非常にあるというふうに考えているところです。

○議 長 4番・吉田光利君。

○吉田光利君 1 南魚沼市環境基本計画について

全く同感の思いでございます。環境の件は以上で終わりたいと思います。

2 市民バス運行について

大項目の2番目について質問をさせていただきます。市民バス運行についてであります。市民バスの利用者が少ない中、一般会計から7,000万円を超える補助金の歳出等々いろいろ課題は多いところであるが、交通弱者の解消、お年寄りをはじめとした交通手段を持たない市民の大きな行政サービスを担っていると。少子高齢化が進む中で、市民バス事業と運行について林市政にお伺いいたします。

1、中長期にわたっての市民バス事業の将来展望はどうか、2、利便性と利用率向上に向け、「フリー乗降制」の運行はできないか。以上でございます。

○議 長 市長。

○市 長 2 市民バス運行について

それでは、吉田議員の2つ目のご質問の市民バス運行です。まず1つは、市民バス事業の将来展望ということでありますが、平成27年4月に現在の路線で運行を開始した市民バス事業、利用者や行政区から寄せられた意見に対し、バス停の位置、また路線経路、運行ダイヤの変更など随時見直しを図ってまいりました。現在の市民バスの利用者数は年間約4万1,000人、ここ数年は横ばいの状況が続いています。来年度、平成31年度は運行開始から5年目ということになります。

この間の評価また改善のため、来年度ですが、担当のほうからは利用者のニーズ調査を行いたいというふうに聞いております。改めて現状はどうであるかということ踏まえた上でまた将来像ということになると思いますが、私は市民バスのほうの利用率の問題等、また使い勝手の問題で、いろいろなご批判もいただいているということ。私に直接もあるし、市にもいっぱい入ってくるということは十分承知しています。ただ、市民バスの需用というのは、これから、これが本当に大事なそういう時代形成になってくるというふうに考えておりますので、常に見直しをかけながら、そしてよりよいやり方を考えながらということになるかと思えます。

2つ目のご質問の部分です。フリー乗車制の運行。市民バスは一般の路線バスと同様に、運行事業者が運輸局から路線の認可を受けて運行しております、一般乗り合いバスというふうになっています。フリー乗車制度などの導入につきましては、まずは運行している事業者が実施できるかどうかを判断すると。私どももそうだといいことですね。運輸局から認可を

得た上で導入することが可能となるという手順になります。

フリー乗車制度については、市民からも非常に多くの要望があるのです。市としても運行事業者と現在協議を行っています。そういうことが取り組めるかどうかということですね。フリーに乗るほうのフリー乗車ですね、乗ってくる——言葉が同じか。乗ってくるほうの乗車ですね。道路や交通の状況これがなかなか一様じゃないです。非常に通りの交通量とかに幅があるとか、そういうこと。また、乗車や交通の安全面を考えると実施はなかなか難しいという意見が、運行事業者から出ていることも事実です。やろうにもなかなか難しい。このことから、乗車については既存のバス停のみとすべきであって、フリー乗車制度を導入することは難しいというふうに、みんなが一応今のところは判断しているという状況です。

フリー降車、おりるほう。フリーにおりられるという、ここでよろしてくれとかということですね。こういうことについても、実はそういう要望の声があります。一部の運行事業者からは、バス車両が大きくてほかの交通に影響があるということや、それからその会社の社員さん、この教育が非常に難しいとか、こういうことがあって実施はなかなか難しいという意見が結構出ているのです。このほかにも後続車両、そのバスの後に続いてくる車、ここでおりる、とまる、後続車が来ますね。この後続車への注意喚起をどういう形ですかとか、それぞれの路線の置かれている状況は全然違いますので。狭いところもあったりとかそういうことです。この必要性についても、そういう注意喚起を行う設備、例えば後ろのほうからちゃんと後続車がわかるように、とまるなというのが、ただのテールランプだけじゃなくてとか、そういうようなことも含めていろいろな意見が実は出ています。この席にも私は出ておりますので、実際にやりとりを聞いています。

しかしながらですけれども、実施に向けて、やろうじゃないかという前向きな姿勢の事業者もあります。そして、このことになっておりますので、問題点を解消して協議が整い次第、実施したいと考えています。実は実施したいということで我々も動いておりましたが、なかなかそういう現実的な問題に直面するところもあって、今のところはまだ行っていませんが、前向きにこれは検討している。そういう部分をクリアできればという前提でありますから、そういうことであります。

○議長 4番・吉田光利君。

○吉田光利君 2 市民バス運行について

明るい希望のご答弁をいただいたと思います。何点か再質問をさせていただきます。中長期というか、市民バスの意義は大変大きいものだと思いますが、私自身も質問していく中で、非常に難しい問題だなというように思っています。10年、20年先はわかりません。自分自身もこの年齢から10年先になると、本当に自分でマイカーが運転できるかとなると、やはり市民バスにお世話にならなくてはいけないのではないかと。まさに高齢化ですか、そういった面で非常に交通弱者になって、意義がある市民バスになるのかなという気がしていますが。

実は僕は体験乗車をしたのです、11月に。そうしたらですね、そのときに第2便といわれるやつに乗ったのです。そしたら4名でした。4名乗りました。非常に乗り心地がよかつ

たですね。非常にアットホームで運転士さんのサービスがよくて。なぜサービスがいいと言うと、ちょっと車のトラブルがあったのです。ドアが開かないというときもあったり、お年寄りが乗っていたということもあったのですが、停留所にとめまして運転士さんがおりて手を添えてこうやる場所は、非常にあったかい、気持ちのいい市民バスを体験したのです。

帰りの3便にも乗ったのですね。僕だけでした。したがって、市役所発で乗ったのです。4名いて帰りは1名ですよ。5名です。200円です。だから1,000円になりますか。4名で800円、帰りに200円だから800円で1,000円になる。1,000円で運転手が1名、約2時間拘束した感じになりますから、1,000円で運転手を2時間拘束して、バスを使って燃料を使っていると、この経営は大変だなというふうに思いました。そうかといって、さっき言った市民バスの意義を考えると、非常に路線バスにない、市民バスは枝道に入って、かゆいところに手が届くというように、いいなという感じがしたのですが。

市も支援しているわけですから、私が聞かせていただきたいのは、市として担当課、担当部があるわけですがけれども、経営努力について指導というか参加、その辺の内容、何か改善策等どうしているのかということの聞かせていただければと思います。

○議 長 市長。

○市 長 2 市民バス運行について

本当に大変多額の費用を要していますので、本気になってやってみなければならぬと思います。思っていて、なかなか自分で乗車というのをまだやっていないのですよ。これいかなんと思っただけ聞いています。最初のころはずっと全部乗ってみようと思っただけですけども、こういうことから始めなければいかなんと思っただけ聞いています。ありがとうございました。

それでは、担当課、都市計画、建設部のほうになりますので、よろしくお願ひします。答弁させます。

○議 長 建設部長。

○建設部長 2 市民バス運行について

市民バスの経営関係につきましては、運行を実施していただくに当たりまして、運行費補助金事業の実施手引きというものをそれぞれの事業者にお示ししております。補助対象となる経費の例等をお示ししまして、補助対象となる部分を明確にしております。また、一律に赤字分は全て基本的には市で補助しているわけですが、引き続き各事業者には経費の節減に努めていただくようお願いしてありますし、補助金の交付に当たっては、それぞれの帳簿等を厳しくチェックして補助金の交付をしておりますので、引き続きそういった姿勢で取り組みたいと思っております。

○議 長 4番・吉田光利君。

○吉田光利君 2 市民バス運行について

わかりました。平成27年10月から運賃といいますか、200円定額化したというふうに調査したのですけれども、先ほど4万人強の利用があったと。100円上げれば400万円ですか、単純に現状の利用料が上がれば。あるいは市民5万人が1回何らかの形で乗ってやれば、相

当な額になるわけですね。1,500万円になるわけですか、三、五、十五ですから1,500万円になる。今、7,000万円の補助を出した。何かそういうキャンペーンというか、市民バス利用キャンペーンとか、あるいは定額のちょっと見直しとか、今、路線バスの運賃と比較しても、感じとしては非常にお安いですね。そういった運賃の見直しも定期的にもちろんやられるのでしょけれども、やったり、きょうはおまつりだから市民バスを使いましょうとか、何かそういう利用の、市としても営業活動というか、そういうことをやったらどうかというふうに感じるのです。

データを調べると、平成26年がバス市民1人当たり0.87回、平成28年が0.7回、平成31年目標が0.89というのを何かの数字で見たのですが、1回協力するだけでもかなり市としては財源が何て助かるとか。非常に何か工夫が、プロジェクトのをつくって何かやったらおもしろいのかなというような気がしたのですが、その辺は市長いかがでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 2 市民バス運行について

関心を持って今、聞かせてもらいました。いろいろなところから利用してもらったり、あと市民の皆さんの理解、それから今乗ってなくても、やがてこれを利用されるだろうと思う世代の皆さんですね。私どもももうちょっと先にはそういう時代があるわけですから、そういうことも含めて理解していってもらうことも大事だと思います。担当部、担当課のほうで、すばらしいそういうアイデアを持っているかどうか、検討してほしいわけですが、それがあったら答えてもらおうと思います。私も含めていろいろ考えていかなければいけないなと思います。

○建設部長 2 市民バス運行について

利用促進の部分につきましては、それぞれ集落ですとかに老人会等がありますが、そういった総会の場とかに赴きまして、事業者のバスを持ち込んでバスの乗り方教室というようなことも実地しております。意外にバスに乗ったことがないという方も結構いらっしゃいますので、そういった活動もやっておりますし、そういった部分でまた引き続きPRしていきたいと思えます。

また、運賃の定額の部分につきましては、一般の路線バスが距離別の運賃を採用しておりますので、市民バスは比較的長距離の路線もありますので、長距離だと割安感が確かにあります。距離別の運賃という部分も導入の際には考えたのですが、いかんせん、バスの構造的な部分、設備的な部分でちょっと費用がかかりまして、定額運賃ということで設定をさせていただきました。200円という設定をさせていただきました。

将来的な部分につきましては、今、比較的、年配の方がまだ運転免許を持っておられて、自分でみずから運転されている場合が多いかと思えます。そういった方もまたもっと年をとられますと、いよいよ運転ができなくなるというふうな状況も多いと考えられますので、将来的には市民バスを利用される方も増える傾向にあるのではないかと思いますし、本当に地域の公共交通機関としてぜひ使っていただきたいと思っております。以上です。

○議 長 4番・吉田光利君。

○吉田光利君 2 市民バス運行について

皆さん全員が知恵を出して市民バスを守りたいなど、気を新たにしたところでございます。12月3日ですか、これも日経新聞で大きく報道されました。実は京都なんです、京都の市営バスです。これは民間に委託しているのですけれども、深刻な状況だそうです。もうバスは乗り手がいて、すごい財源的には豊かで繁盛しているのだそうですが、問題は運転手が確保できないということで、市営バスの運行をやめざるを得ないのではないかと、日経には大きく取り上げられていました。あれ、これは人ごとじゃないなど。人手不足ということもあるのですが、バスの運転手というのは、承知のとおり二種免許がいるわけでスペシャリストです。これがじゃあ実態、南魚沼市に当てはめた場合、どうなんだろうというふうに僕は感じたのですけれども、その辺について何か情報があれば、お聞かせいただければと思います。

○議 長 市長。

○市 長 2 市民バス運行について

京都とかということ、今、観光ブームで足りなくなっているのかわかりませんが、ちょっとその記事を読んでいなかったのですけれども。うちの市の場合はどうだかというご質問だと思うので、担当部、担当課のほうから答えてもらいます。

○議 長 建設部長。

○建設部長 2 市民バス運行について

うちのバス事業、市民バス事業を始めるに当たっては、事業者にももちろんお願いしているわけですが、始まるに当たっては新たに運転手を採用された会社もありますし、また、多くの会社がタクシーとの事業を兼務してやっております。そちらの運転手さんとうまく調整をとりながらやっている状況ですので、今現在は運転手不足になっているという情報はうちのほうには届いておりません。

ただ、日本の産業自体が人手不足というような状況になっておりますので、将来にわたってそれが確保できるかという部分は、若干不安はありますけれども、今現在はそういう情報はいただいておりません。

○議 長 4番・吉田光利君。

○吉田光利君 2 市民バス運行について

今ほどのお話、安心いたしました。南魚沼市は今のところ心配ないという感じで。こんな面通して、いっぱい載せられていまして、非常に大きな記事になっていました。市民バスは、どこの自治体も厳しいんだなという感じがしたところでございます。

次に最後になりますけれども、フリー乗降制についてですが、確かに私も市民のほうから何とかフリーにしてくれないとか、年をとると自宅の前にバスが通るのに停留所に行かなければいけないのでどうしても行けなくて、結局利用できないのですとか、うちの前でとまってくれればとか。あるいは自分は歯医者に行きたいのだとか、眼医者に行きたいのだけ

れども、そこまで停留所からなかなか行けなくて大変だという声も聞くのですね。ただ、やはり安全が第一ですと。法的なこともあるのです、という説明をさせていただいたりしているのですけれども。

実際、僕、体験として先ほどお話ししたように11月に乗らせていただいたのですね。確かに冬は難しいですよ。交通、冬は難しいなという気がしますけれども、夏場は細い道とか、いろいろな条件によって違うのですけれども、僕の乗った路線では、市街地を含めてさほど今言った懸念はないのではないかなという気がしたのです。

ただ、先ほど市長の答弁の中に、検討していると、前向きに検討しているという話がありましたので、多少なりとも実施できる可能性があるというような説明であったと思うのですが、そんな受けとめ方でよろしいのでしょうか。

○議 長 市長。

○市長 2 市民バス運行について

前段で今吉田議員がお話された、全くそういう気持ちでこちらのほうもこういう提案を協議会のほうにしている経過があります。ちょっと細かいところは私もその会に出ているのですよ。担当部担当課のほうから答えてもらいます。全くそういう気持ちで取り組んでいますが、先ほど言ったような事情がいろいろあるということですね。

○議 長 建設部長。

○建設部長 2 市民バス運行について

今ほどお話に出ましたように、地域公共交通協議会の中で議論しておりまして、やはり車両、乗客の安全の確保が第一ですので、そういった部分で調整が整い次第に実施したいというふうに考えております。もちろん路線においては交通量の多い路線では難しいですし、一般的な国道だとかなり交通量が多いですので、難しい状況はあります。それからやはり市街地の町中だと難しい状況もありますので、その部分を外れた箇所なるべく早い時期に実施していきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いします。

○議 長 4番・吉田光利君。

○吉田光利君 2 市民バス運行について

最後、来年に向けて明るい希望のお話をいただきまして、終わりたいと思います。

○議 長 以上で吉田光利君の一般質問を終わります。

○議 長 お諮りいたします。本日の会議はこれで散会したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、本日はこれで散会することに決定しました。

○議 長 本日はこれで散会いたします。

次の本会議は、明後日、12月14日午前9時30分、当議事堂で開きます。大変ご苦労さまでした。

〔午後2時57分〕